

第4期舞鶴市障害者計画
第7期舞鶴市障害福祉計画
第3期舞鶴市障害児福祉計画

令和6年3月

舞鶴市



はじめに

近年、障害のある人たちをとりまく状況は、新たな法律の制定や制度改正に伴う大幅な変革、新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な事象により、社会情勢がめまぐるしく変化していく中、ライフスタイルが多様化するなど、大きく変化しています。

国においては、令和4年に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の法改正に基づき、令和6年4月から、事業者による合理的配慮の提供を義務化されるなど、障害のある人の情報保障、社会参加の促進に向けた支援の更なる充実に向け、関係各法の整備をはじめ、障害福祉施策を展開されているところです。

このような中、本市では、障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念、基本方針等を定める「第4期舞鶴市障害者計画」と障害福祉サービス等の提供に係る実施計画の「第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画では、前期計画の「新しい舞鶴市障害者計画（第3期）」の基本理念である「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現」を引き続き掲げ、すべての人が、障害の有無に関わらず、互いに尊重し合い、住み慣れた地域で安心して、日常生活や社会活動が送れるよう、自立と共生社会の実現を目指すための基本方針等を取りまとめております。

市といたしましては、本市の目指すまちの将来像として、「未来に希望がもてる活力あるまち・舞鶴」を掲げ、「第7次舞鶴市総合計画・後期実行計画」のもと、関係機関や各分野との相互連携を図りながら、本計画に定める障害福祉施策を推進し、安全で安心できるまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、市民の皆様の、より一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あとになりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました舞鶴市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、計画原案の作成作業等に多大なお力添えをいただきました舞鶴市障害とくらしのネットワーク会議委員の皆様、さらには、アンケート調査やヒアリング調査等に、ご協力いただきました市民の皆様並びに障害者団体、障害福祉サービス提供事業者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

舞鶴市長 鴨田秋津

目 次

第1章 総論

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけと計画の期間	2
(1) 第4期舞鶴市障害者計画・第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画 の位置づけ	2
(2) 関係法における位置づけ	2
(3) 計画の対象となる障害者の範囲	3
(4) 計画期間	3

第2章 本市における障害者を取りまく状況

1. 統計からみた障害者の状況	4
(1) 総人口と障害者人口の推移	4
(2) 障害者手帳別所持者の推移	5
(3) 障害支援区分の状況	9
(4) 障害者の求職・就職の状況	9
2. アンケート結果からみられる状況	10
(1) 調査回答者の属性	10
(2) 各福祉サービスの利用状況等について	14
(3) 現在の困りごと・相談相手について	17
(4) 防災・避難体制について	19
(5) 就労の状況について	20
(6) 福祉の支援等への要望について	24

第3章 本計画における横断的視点・基本理念・重点施策・基本方針

1. 施策を進めるにあたっての横断的視点	25
(1) 共生社会の実現に資する取組の推進	25
(2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	25
(3) 障害特性に配慮したきめ細かい支援	25
(4) 障害のある女性、こども及び高齢者等に配慮した取組の推進	25
2. SDGs の視点	26
3. 基本理念	27
4. 本計画期間における重点施策	27
(1) 就労支援施策の充実・障害者雇用の推進	27
(2) 福祉人材の確保	27
(3) 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	28
5. 基本方針、施策の方向性	29

第4章 各分野における基本方向、施策の推進

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	30
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	30
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止	31
2. 安全・安心な生活環境の整備	32
(1) 住宅の確保	32
(2) 移動しやすい環境の整備等	33
(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	33
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	35
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	35
(2) 障害の特性に応じた情報の提供・意思疎通支援の充実	35
(3) 行政情報のアクセシビリティの向上及び障害への理解の促進	36
4. 防災・防犯等の推進	37
(1) 防災対策の推進	37
(2) 防犯対策・消費者保護の推進	38
5. 保健・医療の推進	39
(1) 精神保健・医療の適切な提供、難病等に関する保健・医療施策の推進	39
(2) 保健・医療の充実等	39
6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	41
(1) 意思決定支援の推進	41
(2) 相談支援体制の充実・強化	41
(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	42
(4) 障害のあることにも対する支援の充実	43
(5) 医療的ケア児者等に対する支援の充実	44
(6) 障害のある人の高齢化に対する支援・施策の充実	44
(7) 障害福祉サービス等の質の向上	45
(8) 障害福祉を支える人材の育成・確保	45
7. 教育の振興	47
(1) インクルーシブ教育システムの推進	47
(2) 教育環境の整備	47
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	48
(4) 障害福祉に対する関心、理解の促進	48
(5) 視覚障害者等の読書環境におけるバリアフリー化の促進	49
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	51
(1) 総合的な就労支援	51
(2) 福祉就労・経済的自立の支援	52
(3) 障害者雇用の促進	52

9. 文化・芸術活動、スポーツ等の振興	53
(1) 文化・芸術活動への参加促進	53
(2) スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	53

第5章 福祉サービスの充実（第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画）

1. 計画策定の背景・趣旨	55
2. 計画の位置づけ	55
3. 計画期間	55
4. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況	56
(1) 施設入所者の地域生活への移行	56
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	56
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	57
(5) 障害児支援の提供体制の充実・強化	57
(6) 相談支援体制の充実・強化等	57
(7) 障害福祉サービス等の質の向上	57
5. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の重点施策と成果目標	59
(1) 施設入所者の地域生活への移行	59
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	59
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	60
(5) 障害児支援の提供体制の充実・強化	60
(6) 相談支援体制の充実・強化等	60
(7) 障害福祉サービス等の質の向上	61
6. 障害福祉サービスの現状・今後の方策	62
(1) 自立支援給付サービス	62
(2) 障害児サービス	75
(3) 補装具費給付事業	80
(4) 地域生活支援事業	81

第6章 計画の推進・管理体制

1. 計画の推進体制	89
(1) 舞鶴市障害者施策推進協議会等との連携	89
(2) 関係部門、関係機関との連携	89
2. 計画の進捗管理と評価、情報の発信	89
(1) 計画の進捗管理・評価	89
(2) 情報の発信	89

第7章 資料編

1. 計画策定の体制・経過	90
(1) 舞鶴市障害者施策推進協議会	91
(2) 舞鶴市障害とくらしのネットワーク会議	92
(3) アンケート調査の実施	93
(4) 事業所・当事者団体等へのヒアリングの実施	93

第1章 総論

1. 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成10年から障害者施策の総合的な方向性を定める「舞鶴市障害者計画」を策定し、以来、障害者施策を総合的・計画的に進めてきました。平成27年度からは、“住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現”を目指し、「障害者基本法」に基づき策定の『新しい舞鶴市障害者計画（第3期）』とともに、障害福祉サービスの円滑な実施を確保するため、障害福祉計画及び障害児福祉計画とあわせ、障害福祉施策の総合的な推進を図り、様々な分野において、取り組みの進捗を図ってきたところです。

この間、国においては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する社会的障壁¹の除去、合理的配慮²の提供について明記され、令和3年の法改正では、事業者による合理的配慮の提供（令和6年4月1日施行）が法的義務へと改められました。

また、近年では、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、さらには、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ³・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、平成26年1月に批准された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の着実な実現に向け、関係各法や制度が急速に整備されています。

京都府においては、平成26年3月に制定された「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に加え、平成30年3月に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を制定されるなど、共生社会の実現に向けた仕組みづくりを推進されており、現在、令和6年度から5年間を計画期間とする「京都府障害者・障害児総合計画」の策定が進められています。

このような中、国内法の整備や制度改革、国や京都府の動向、社会情勢の変化、本市における障害児者をとりまく状況や地域特性などを踏まえ、障害福祉施策の計画的な推進を図るため、令和6年度を初年度とした「第4期舞鶴市障害者計画」及び「第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画」を策定するものです。

¹ 障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

² 障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で妨げとなる社会的障壁を取り除くため、個別の状況に応じて、過度の負担にならない範囲で行われる配慮。窓口での筆談や読み上げ等による意思疎通への配慮等が考えられる

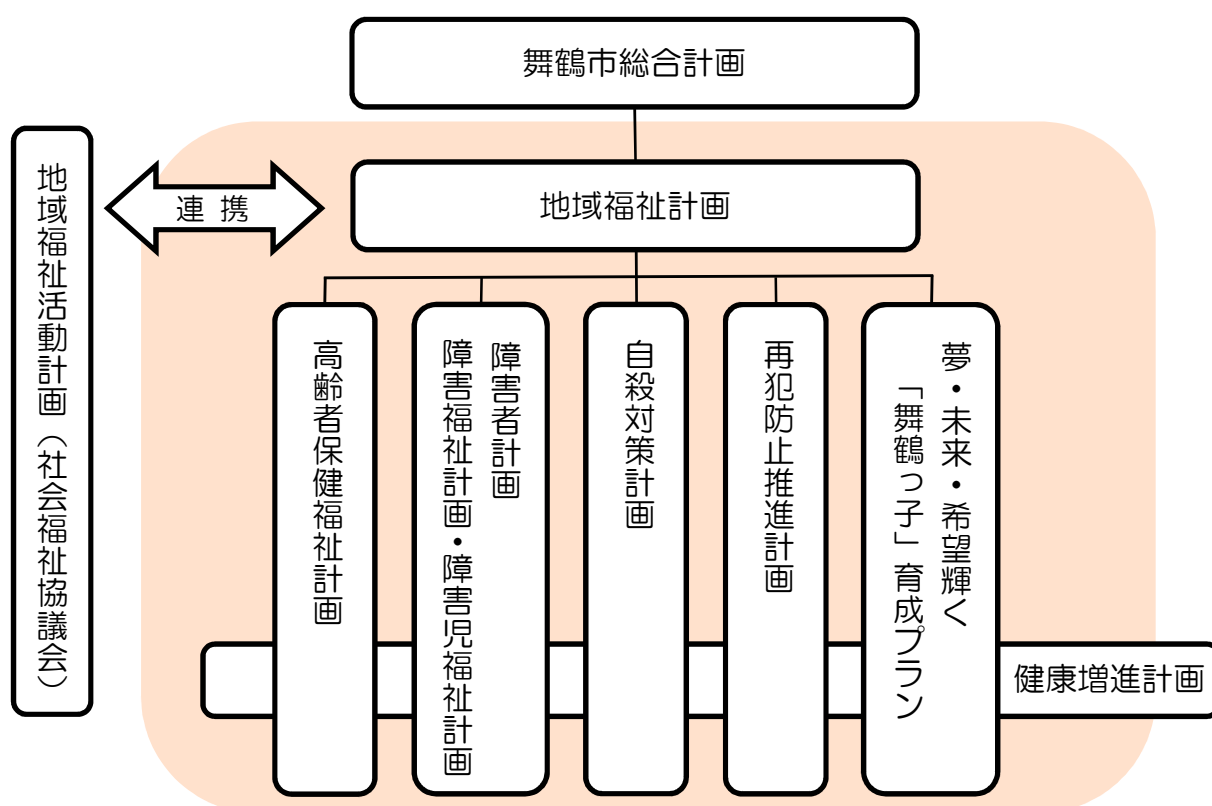
³ 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。ユニバーサルデザインに基づく考え方の1つ

2. 計画の位置づけと計画の期間

(1) 第4期舞鶴市障害者計画・第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画の位置づけ

本計画は、「舞鶴市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉分野を総括する地域福祉計画の分野別計画と位置づけ、「高齢者保健福祉計画」、「夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン」、「健康増進計画」等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市における障害福祉施策を総合的に推進するための計画とします。

なお、策定にあたっては、本市の他の計画のほか、国の障害者基本計画や関係各法、京都府の「京都府障害者・障害児総合計画」等との整合性についても保つものとします。



(2) 関係法における位置づけ

「第4期舞鶴市障害者計画（以下、「障害者計画」という。）」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、本市の障害福祉施策を総合的に推進するための基本理念、基本方針等を定める計画とします。

「第7期舞鶴市障害福祉計画（以下、「障害福祉計画」という。）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、「第3期舞鶴市障害児福祉計画（以下、「障害児福祉計画」という。）」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけるとともに、「障害者計画」における3年間の障害福祉サービス等の提供に係る具体的な実施計画とします。

(3) 計画の対象となる障害者の範囲

この計画の対象となる障害者は、障害者手帳の有無やその程度などに関係なく、障害者基本法第2条の定義に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

なお、この中には、発達障害、高次脳機能障害、てんかんや難病に起因する身体又は精神上的の障害により継続的に生活上の支障がある人も含みます。

(4) 計画期間

「障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とします。なお、この計画期間中であっても、国や京都府の動向及び社会情勢の変化、本計画の進捗状況を鑑み、必要に応じて見直しを行います。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とし、適宜、障害福祉サービス等に係る国の指針等に応じた見直しを行います。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者計画	第4期舞鶴市障害者計画					
障害福祉計画	第7期舞鶴市障害福祉計画			第8期舞鶴市障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期舞鶴市障害児福祉計画			第4期舞鶴市障害児福祉計画		

第2章 本市における障害者を取りまく状況

1. 統計からみた障害者の状況

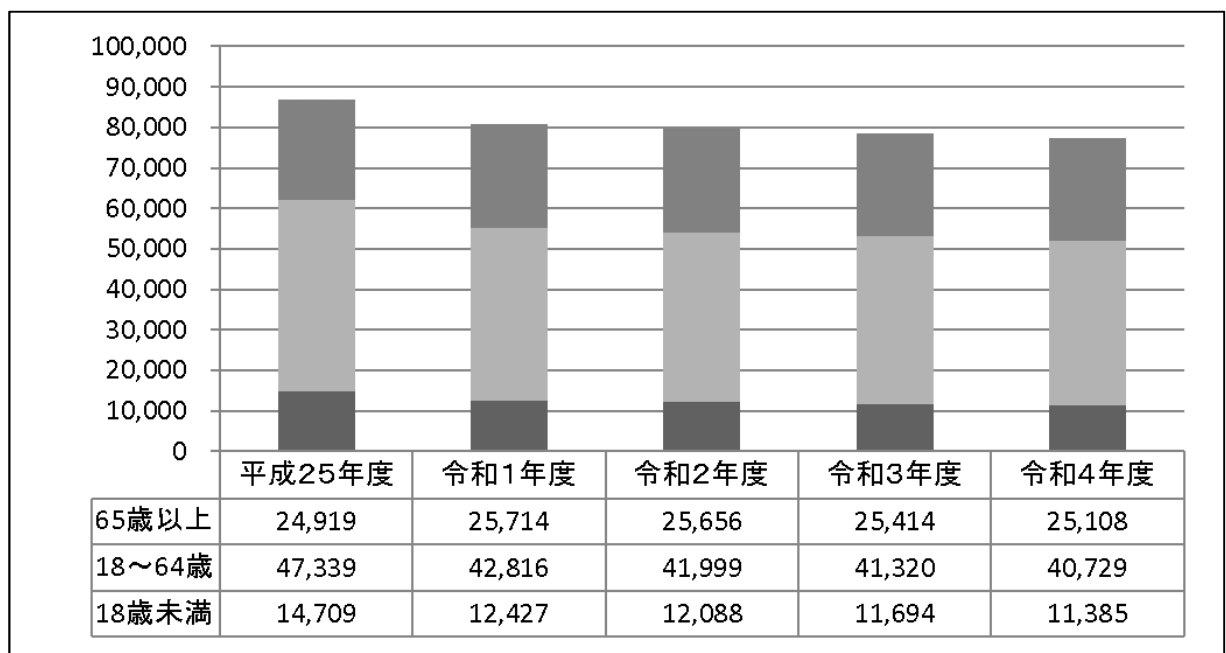
(1) 総人口と障害者人口の推移（※各年度、3月31日時点）

本市の総人口は、平成25年度は、86,967人でしたが、令和4年度では、77,222人と9年間で9,745人減少しております。また、障害者手帳所持者数は、平成25年度は、6,127人でしたが、令和4年度では、6,217人と9年間で90人増加していますが、直近4年間で比較すると、減少傾向にあります。

人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、総人口の著しい減少に伴い、増加傾向にあります。

(単位：人)

	平成25年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (A)	86,967	80,957	79,743	78,428	77,222
障害者手帳 所持者数 (B)	6,127	6,346	6,304	6,231	6,217
割合(B)÷(A)	7.0%	7.8%	7.9%	7.9%	8.1%



(2) 障害者手帳別所持者の推移

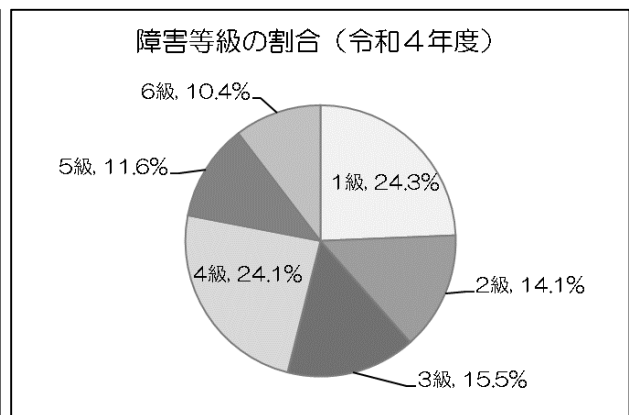
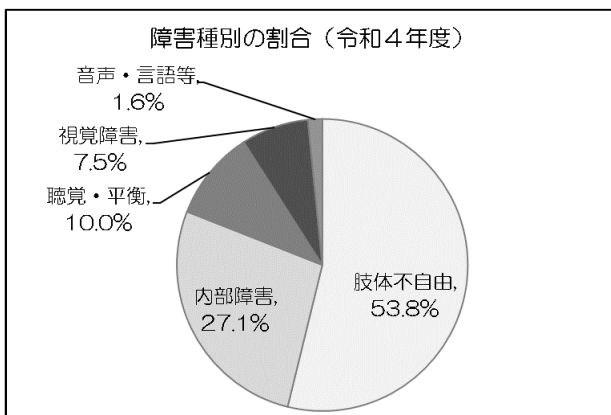
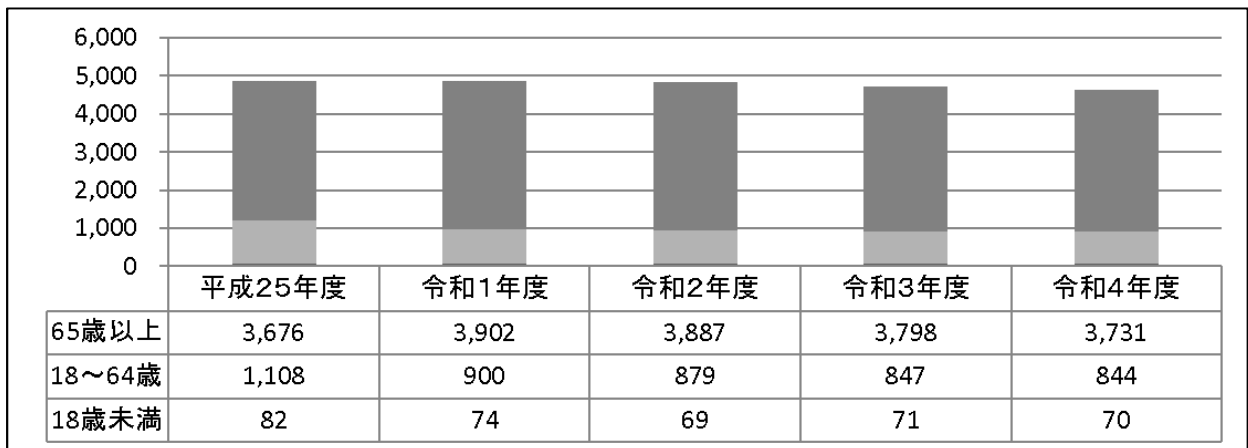
①身体障害者手帳の推移（※各年度、3月31日時点）

身体障害者手帳所持者数は、年々、減少しており、平成25年度は、4,866人でしたが、令和4年度では、4,645人と9年間で221人減少しております。年齢別にみると、令和4年度では、65歳以上の高齢者の手帳所持者が全体の約80%を占めており、多い状況となっております。

また、令和4年度の障害種別ごとの所持者数をみると、肢体不自由が53.8%と半数を占め、次いで、内部障害が27.1%であり、障害の程度（等級）では、1級が24.3%、次いで、4級が24.1%となっております。

(単位：人)

	平成25年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (A)	86,967	80,957	79,743	78,428	77,222
身体障害者手帳所持者数 (B)	4,866	4,876	4,835	4,716	4,645
割合 (B) ÷ (A)	5.6%	6.0%	6.1%	6.0%	6.0%



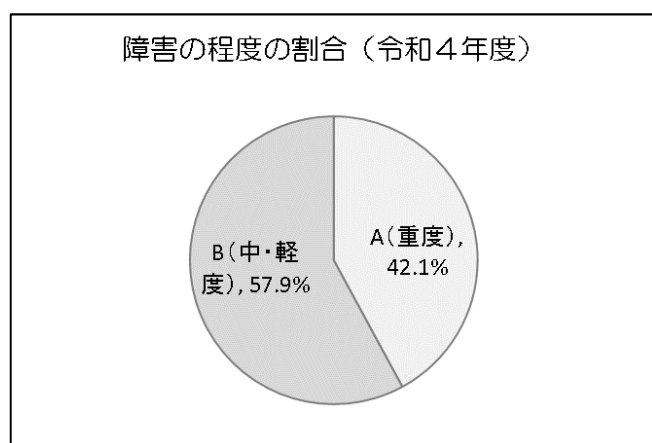
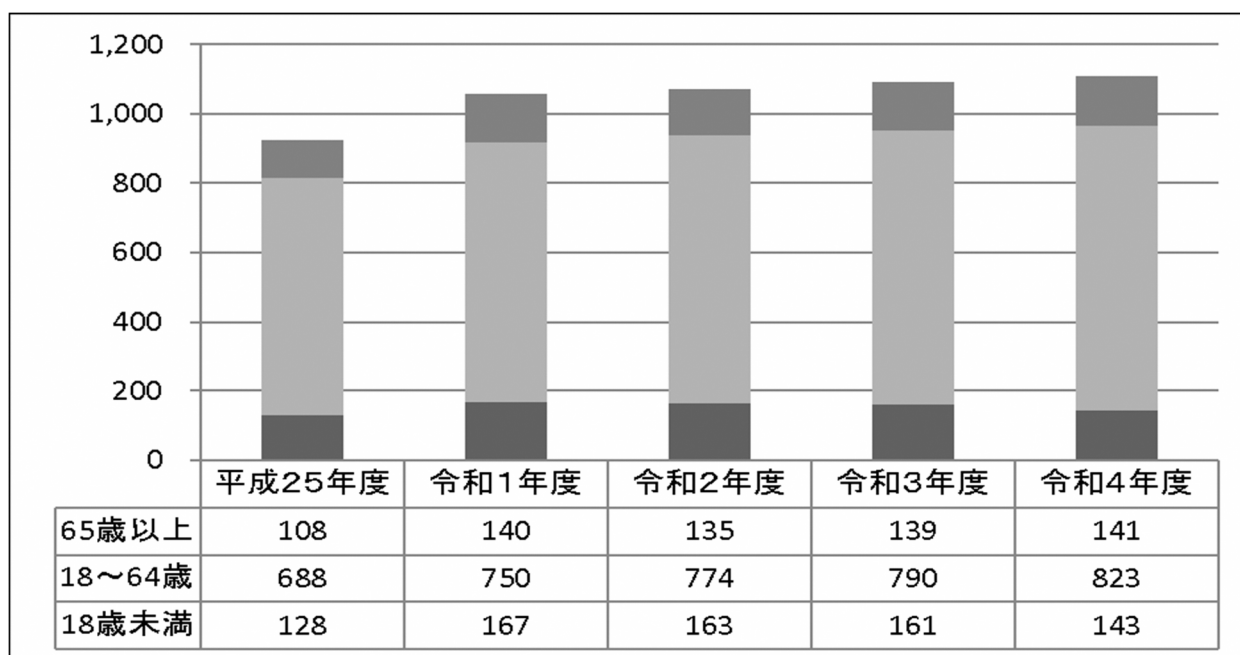
②療育手帳の推移（※各年度、3月31日時点）

療育手帳の所持者数は、年々、増加しており、平成25年度は、924人でしたが、令和4年度では、1,107人と9年間で183人増加しており、人口に占める療育手帳所持者の割合は、やや増加傾向にあります。

また、令和4年度の障害の程度ごとの所持者数をみると、B（中度・軽度）が57.9%とやや多い状況となっております。

（単位：人）

	平成25年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口（A）	86,967	80,957	79,743	78,428	77,222
療育手帳 所持者数（B）	924	1,057	1,072	1,090	1,107
割合（B）÷（A）	1.1%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%



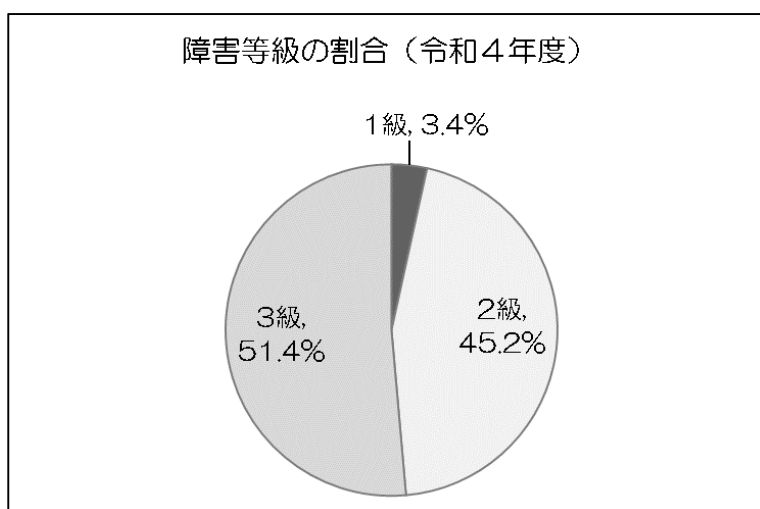
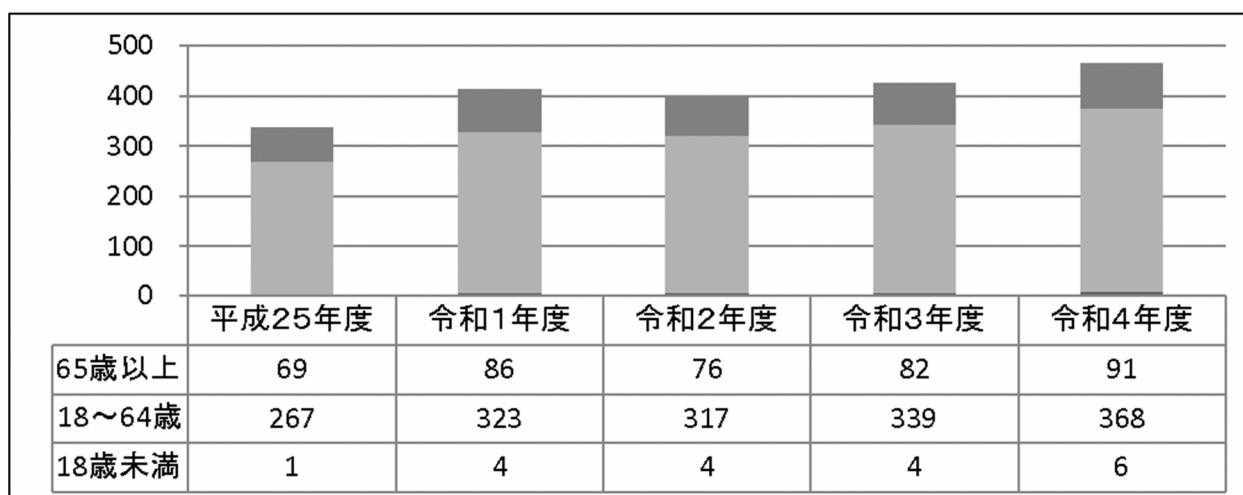
③精神障害者保健福祉手帳の推移（※各年度、3月31日時点）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成25年度は、337人でしたが、令和4年度では、465人と9年間で128人増加しております。

また、令和4年度の障害等級ごとの所持者数をみると、3級が51.4%と半数以上を占め、次いで、2級が45.2%となっております。

（単位：人）

	平成25年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (A)	86,967	80,957	79,743	78,428	77,222
精神障害者保健福祉手帳所持者 (B)	337	413	397	425	465
割合 (B) ÷ (A)	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%

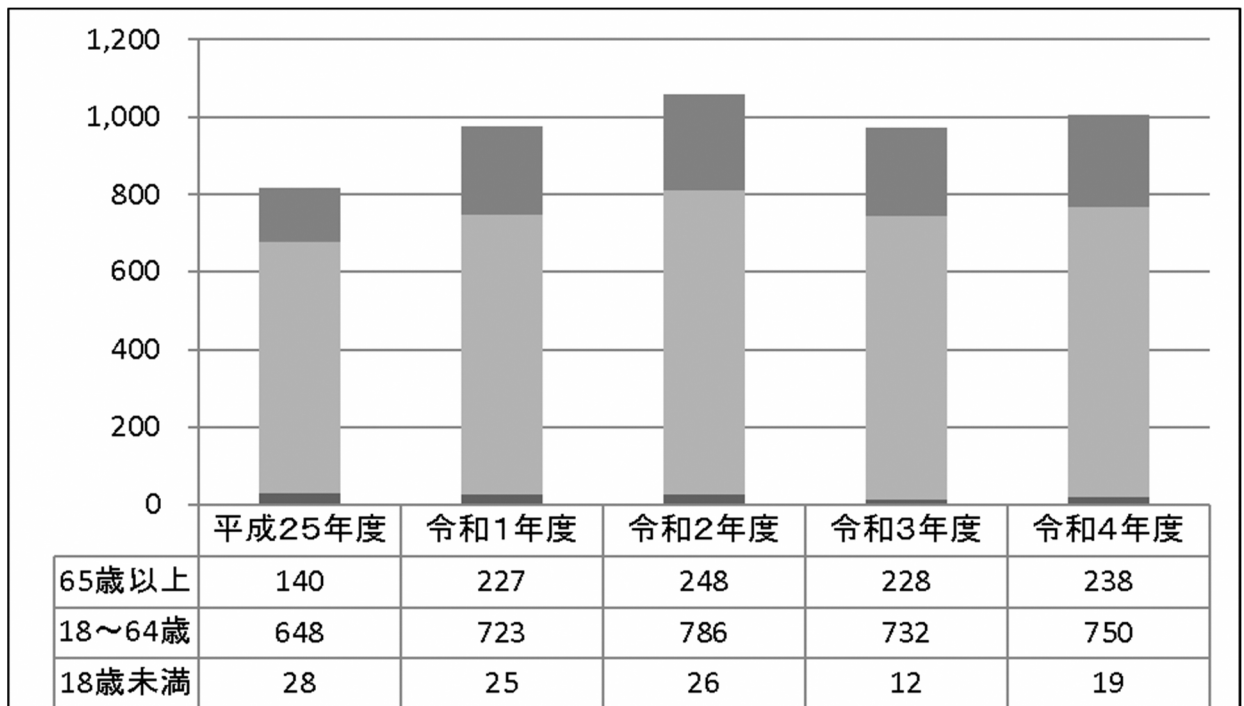


④自立支援医療（精神通院）受給者証の推移（※各年度、3月31日時点）

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は、平成25年度は、816人でしたが、令和4年度では、1,007人と9年間で191人増加しております。

（単位：人）

	平成25年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口（A）	86,967	80,957	79,743	78,428	77,222
受給者証 所持者（B）	816	975	1,060	972	1,007
割合（B）÷（A）	0.9%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%



(3) 障害支援区分の状況

障害支援区分とは、障害福祉サービスの介護給付サービスを受ける際に必要になる障害の要支援度の基準区分です。区分は、区分1から区分6まであり、数字が大きくなるほど支援が必要となります。認定調査書や医師意見書等を基に障害支援区分認定審査委員が判定します。

(単位：人)

実績	平成25年度 (H26年3月)	令和1年度 (R2年3月)	令和2年度 (R3年3月)	令和3年度 (R4年3月)	令和4年度 (R5年3月)	令和5年度 (R5年9月)
計	532	580	580	582	589	598
区分6	129	153	156	152	158	160
区分5	95	109	113	107	107	108
区分4	76	99	103	113	112	116
区分3	130	146	144	147	154	148
区分2	99	65	59	59	53	61
区分1	3	8	5	4	5	5

(4) 障害者の求職・就職の状況

ハローワーク舞鶴管内の障害のある人の求職・就職の状況をみると、平成25年度に比べ、令和4年度では、新規求職者数、就職件数ともに増加しておりますが、約4割の人が就職に結びついていない状況にあります。

障害種別ごとにみると、知的障害、精神障害のある人の新規求職者数、就職件数ともに増加しておりますが、身体障害のある人の新規求職者数は、横ばい、就職件数は減少しております。

	新規求職者数 (単位：人)					就職件数 (単位：件)				
	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計
平成25年度	52	26	22	16	116	32	22	19	9	82
令和1年度	46	27	51	14	138	25	18	39	15	97
令和2年度	41	39	49	19	148	18	25	23	10	76
令和3年度	45	40	42	5	132	26	25	23	4	78
令和4年度	54	41	58	14	167	25	33	34	6	98

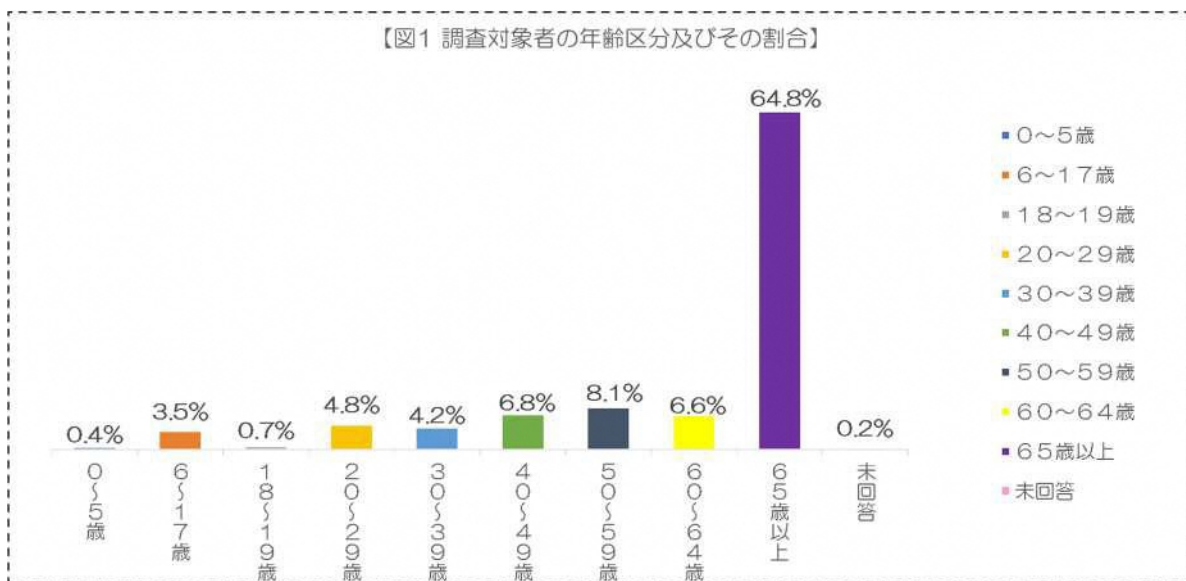
資料：ハローワーク労働市場年報（厚生労働省京都労働局職業安定部作成）

2. アンケート結果からみられる状況（主な結果）

（1）調査回答者の属性

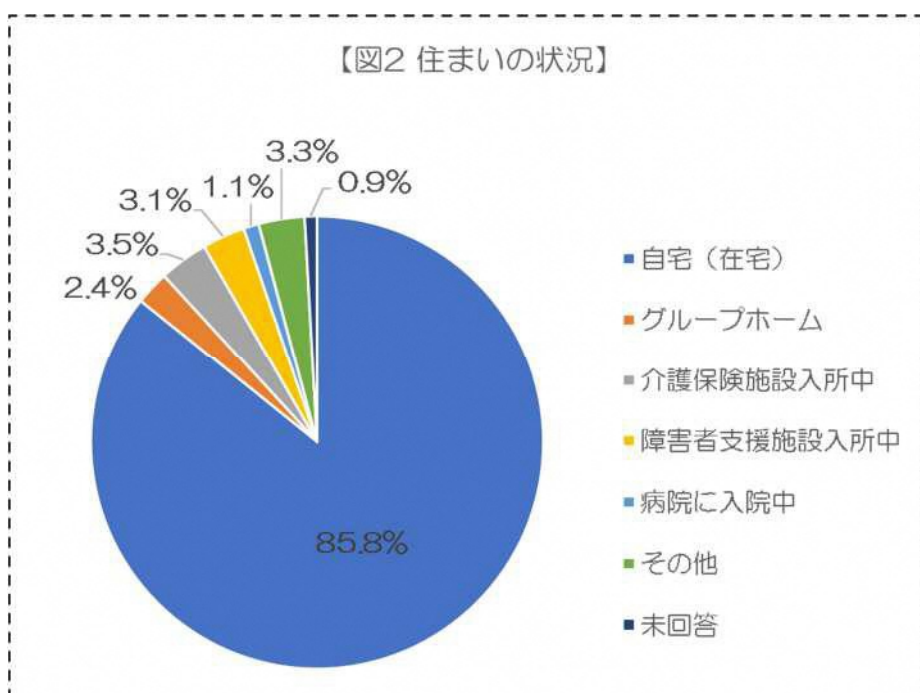
①調査回答者の年齢について

本調査に回答いただいた方の年齢区分及びその割合については、「0～5歳」は0.4%、「6～17歳」は3.5%、「18～19歳」は0.7%、「20～29歳」は4.8%、「30～39歳」は4.2%、「40～49歳」は6.8%、「50～59歳」は8.1%、「60～64歳」は6.6%、「65歳以上」は64.8%、「無回答」は0.2%となりました。



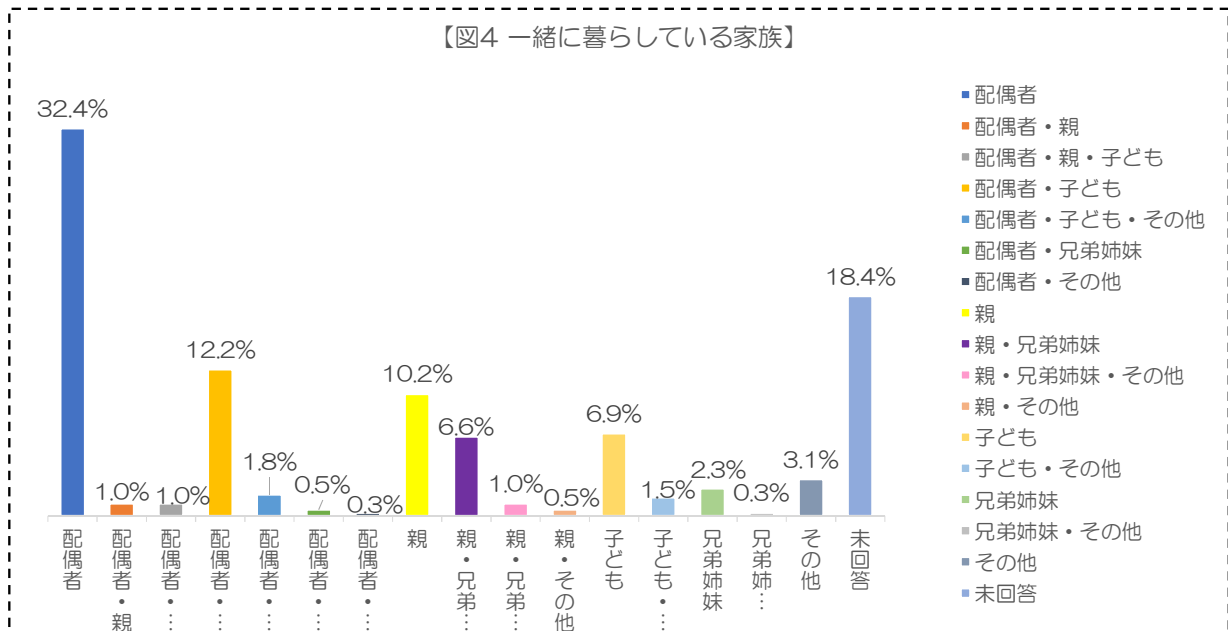
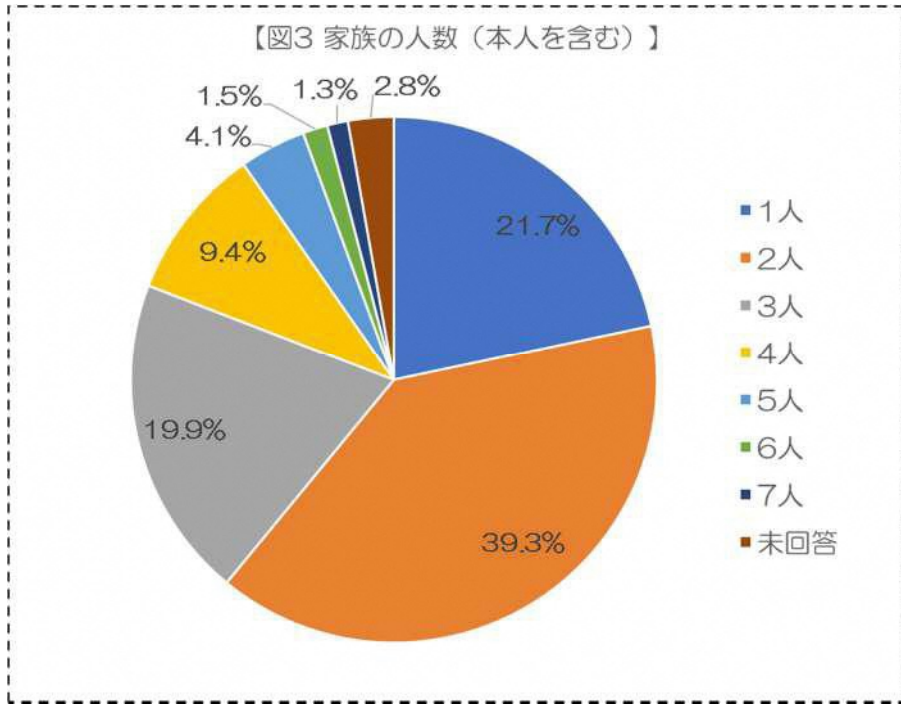
②住まいの状況及び同居人数・家族構成について

住まいの状況については、「自宅」が85.8%と大半を占めており、次いで、「介護保険施設入所中」が3.5%、「障害者支援施設入所中」が3.1%となっております。



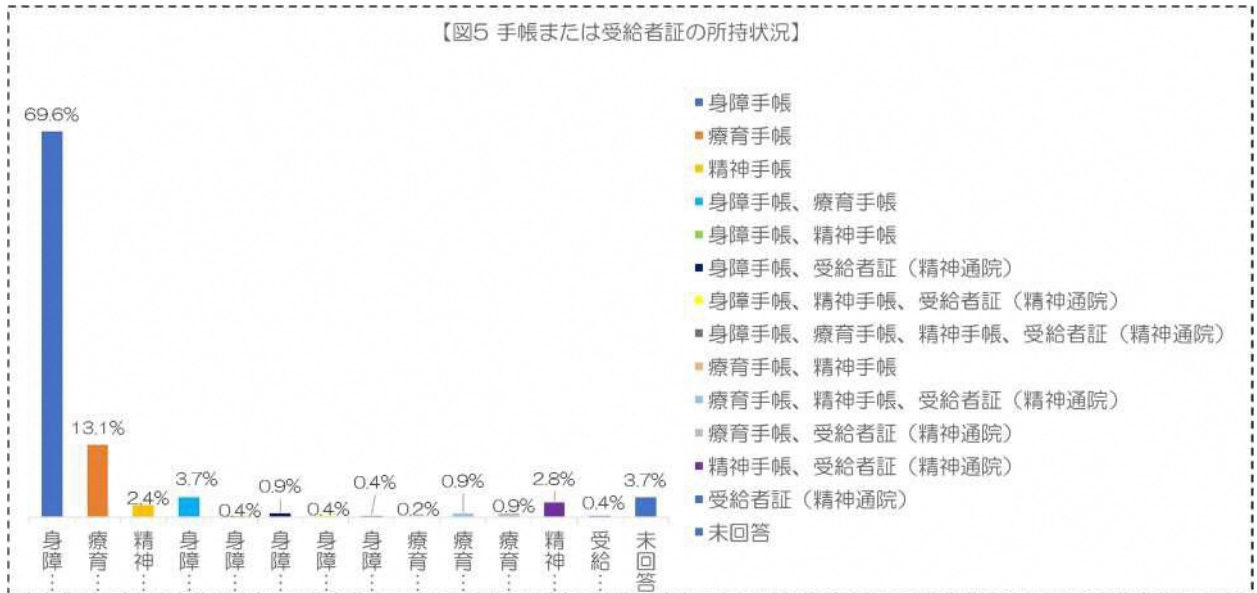
自宅と回答された方の家族構成については、「2人」が39.3%と多く、次いで、「1人」が21.7%、「3人」が19.9%となっております。

また、同居している家族の種別では、「配偶者との同居」が32.4%と多く、次いで、「配偶者・子どもとの同居」が12.2%、「親との同居」が10.2%となっております。



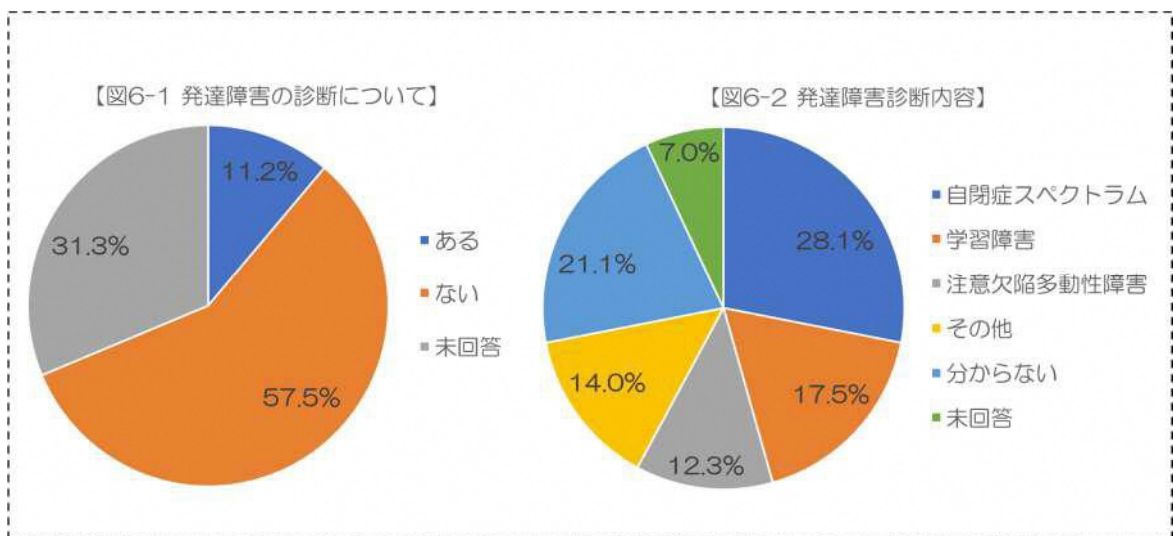
③障害者手帳または自立支援医療（精神通院）受給者証の所持状況について

障害種別を示す障害者手帳または、自立支援医療（精神通院）受給者証の所持状況については、「身体障害者手帳」が69.6%と大半を占めており、次いで、「療育手帳」が13.1%、「身体障害者手帳と療育手帳」が3.7%、「精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）受給者証」が2.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が2.4%となっております。



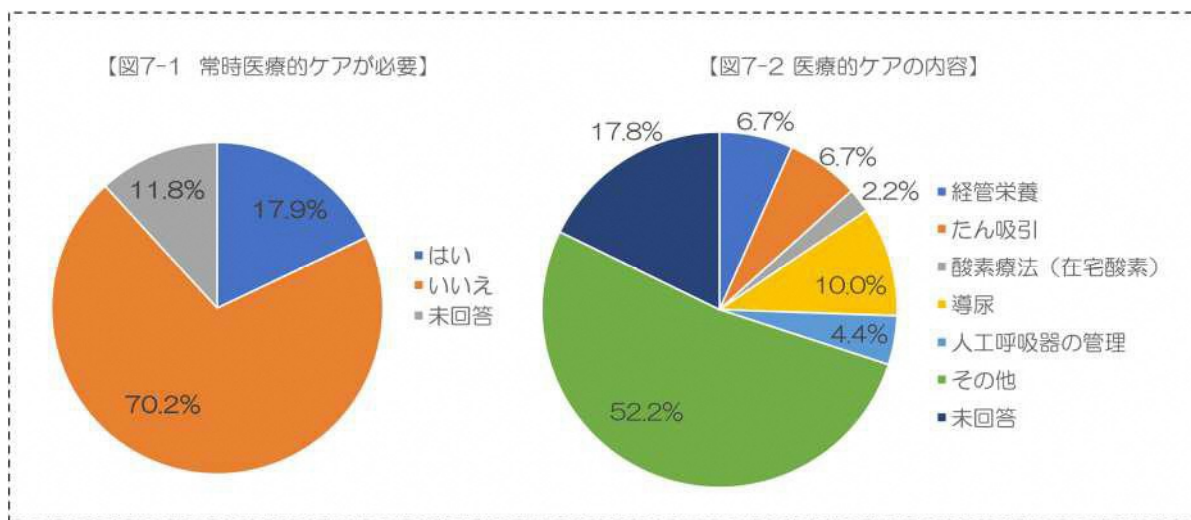
④発達障害の診断について

発達障害の診断については、11.2%の方が「診断を受けたことがある」と回答されており、診断内容については、「自閉症スペクトラム」が28.1%と多く、次いで、「学習障害」が17.5%、「注意欠陥多動性障害」が12.3%となっております。



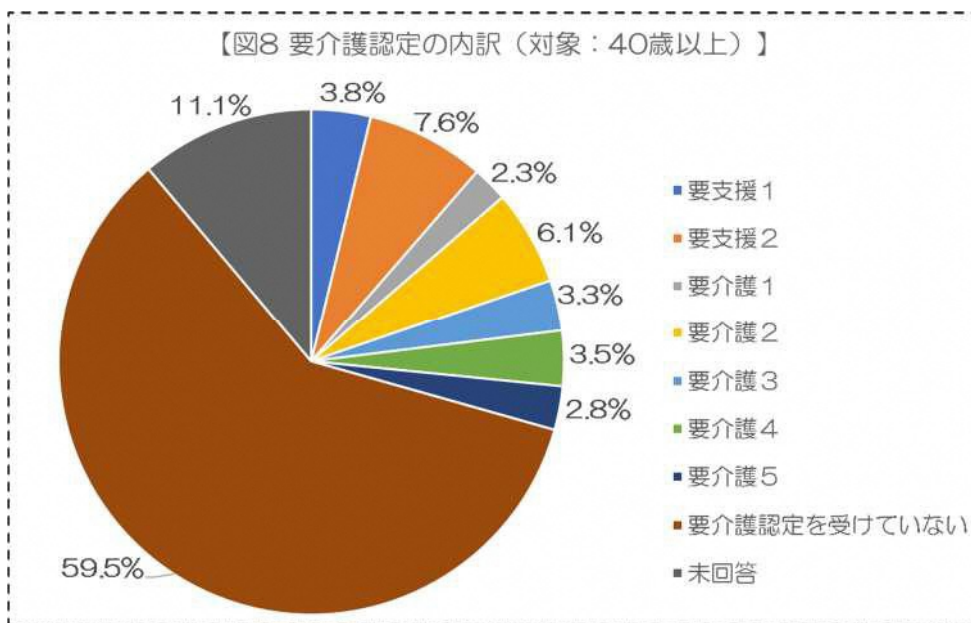
⑤医療的ケアについて

医療的ケアについては、17.9%の方が「常時医療的ケアが必要である」と回答されており、医療的ケアの内容については、「導尿」が10.0%と多く、次いで、「経管栄養（胃ろう・腸ろうを含む）」が6.7%、「たん吸引」が6.7%、「人工呼吸器の管理」が4.4%、「酸素療法（在宅酸素）」が2.2%となっております。



⑥介護認定について

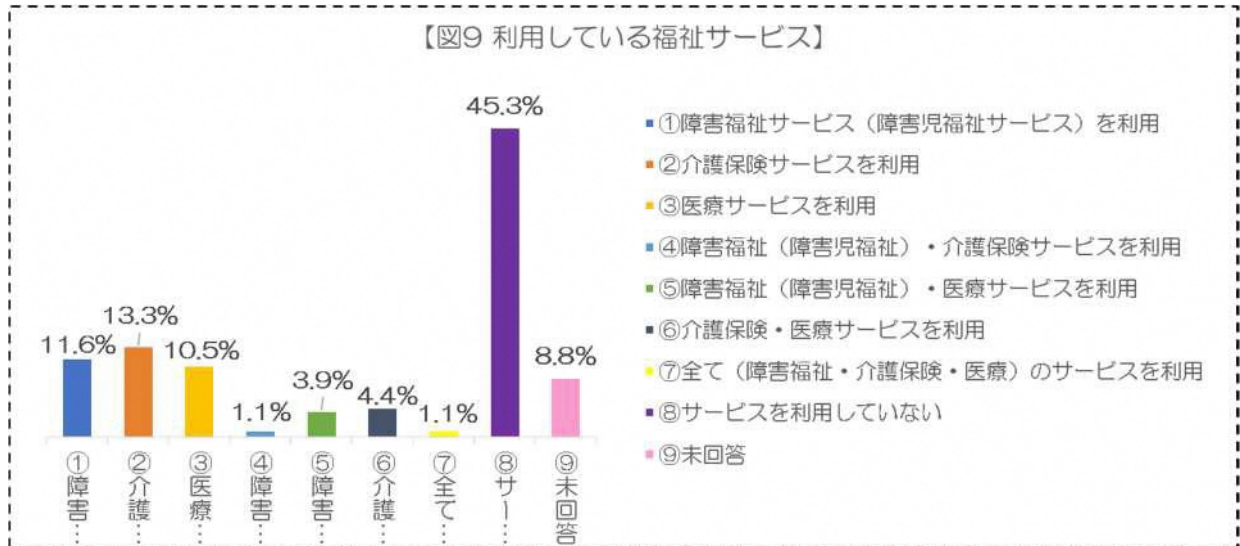
要介護認定の認定状況については、「要介護認定を受けていない」が59.5%と大半を占めており、次いで、「要支援2」が7.6%、「要介護2」が6.1%となっております。



(2) 各福祉サービスの利用状況等について

①各福祉サービスの利用状況について

利用している福祉サービスについては、「サービスを利用していない」が45.3%であり、次いで、「介護保険サービスを利用」が13.3%、「障害福祉サービス（障害児福祉サービス）を利用」が11.6%、「医療サービスを利用」が10.5%となっております。

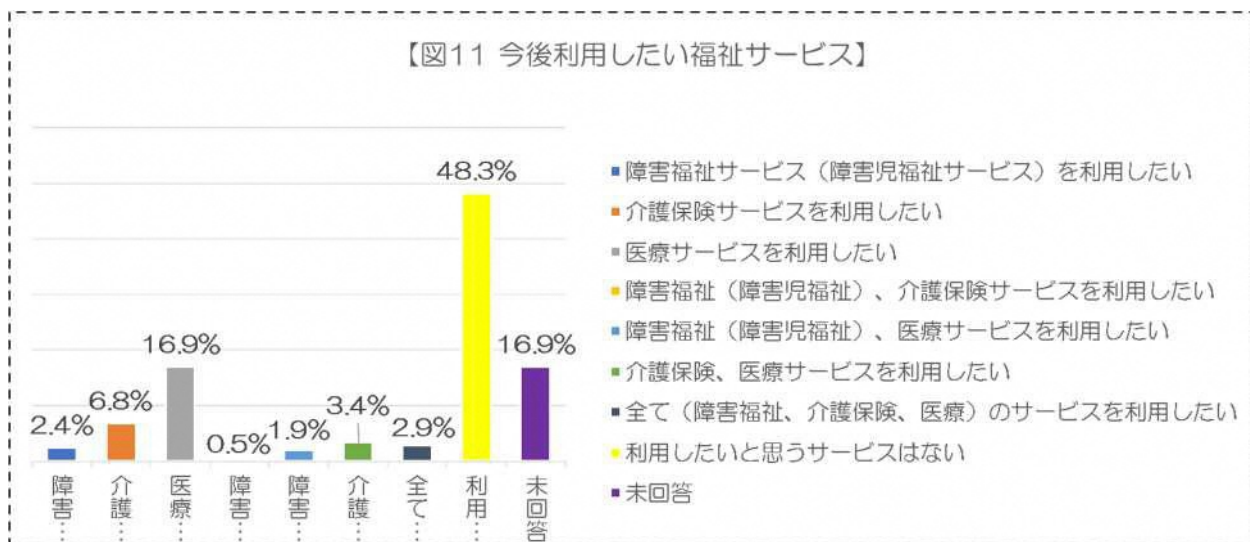


②福祉サービスを利用していない理由について

福祉サービスを利用していないと回答された方に理由を尋ねたところ、「必要がないため」が67.1%と大半を占めており、次いで、「サービスを知らなかったため」が9.2%、「利用する方法が分からないため」が4.3%であり、サービス内容や利用方法について、引き続き、周知が必要であると考えられます。

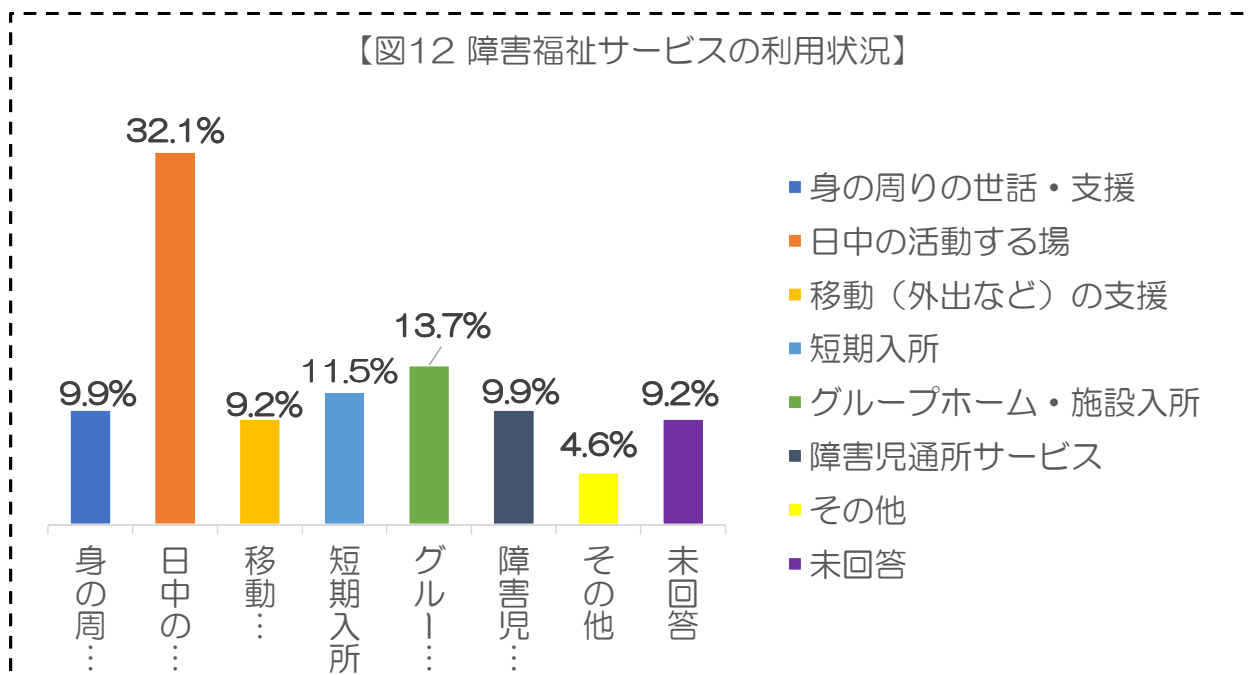


また、今後利用したい福祉サービスについては、「利用したいと思うサービスはない」が48.3%、次いで、「医療サービスを利用したい」が16.9%、「介護保険サービスを利用したい」が6.8%となっており、「障害福祉サービス（障害児福祉サービス）を利用したい」は2.4%でした。

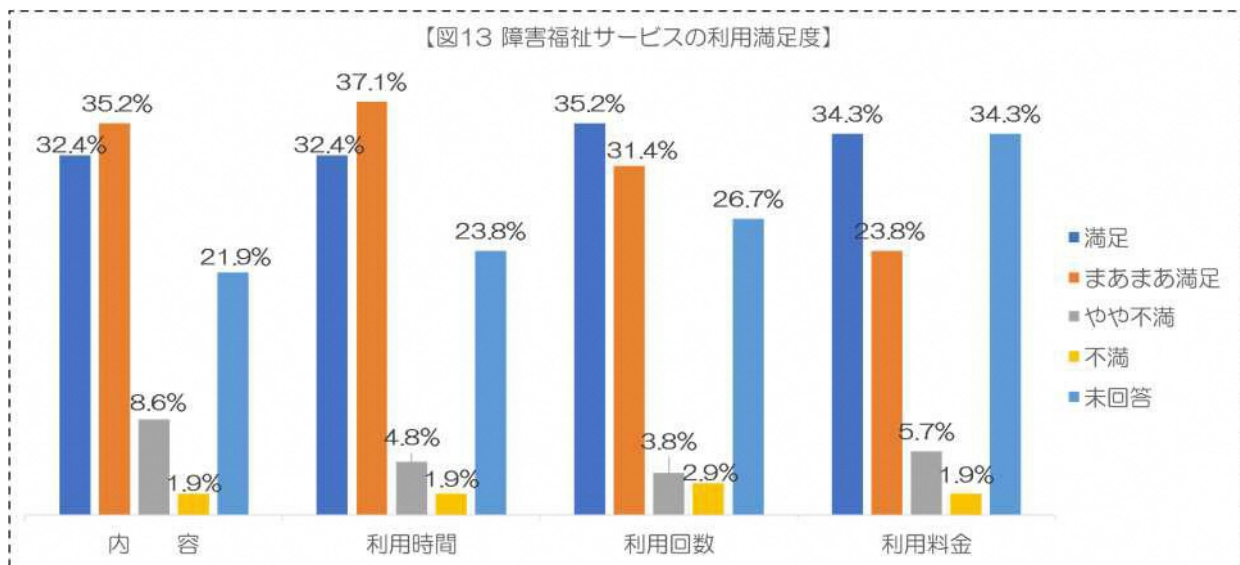


③障害福祉サービスの利用状況・満足度について

障害福祉サービスにおける各種サービスの利用状況については、「日中の活動する場（生活介護や就労継続支援等）」が32.1%と多く、次いで、「グループホーム・施設入所」が13.7%、「短期入所」が11.5%、「身の周りの世話・支援（居宅介護や重度訪問介護等）」と「障害児通所サービス（児童発達支援や放課後等デイサービス等）」が9.9%となっております。

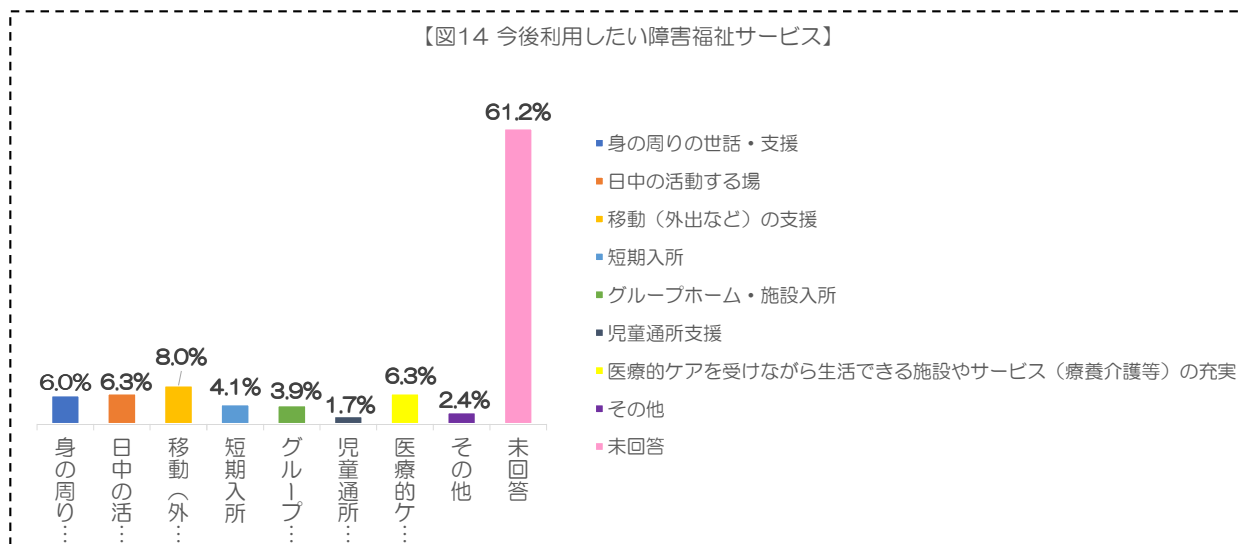


また、障害福祉サービスの利用満足度については、「内容」・「利用時間」・「利用回数」・「利用料金」の全ての項目において、概ね満足との回答となっております。



④今後利用したい障害福祉サービスについて

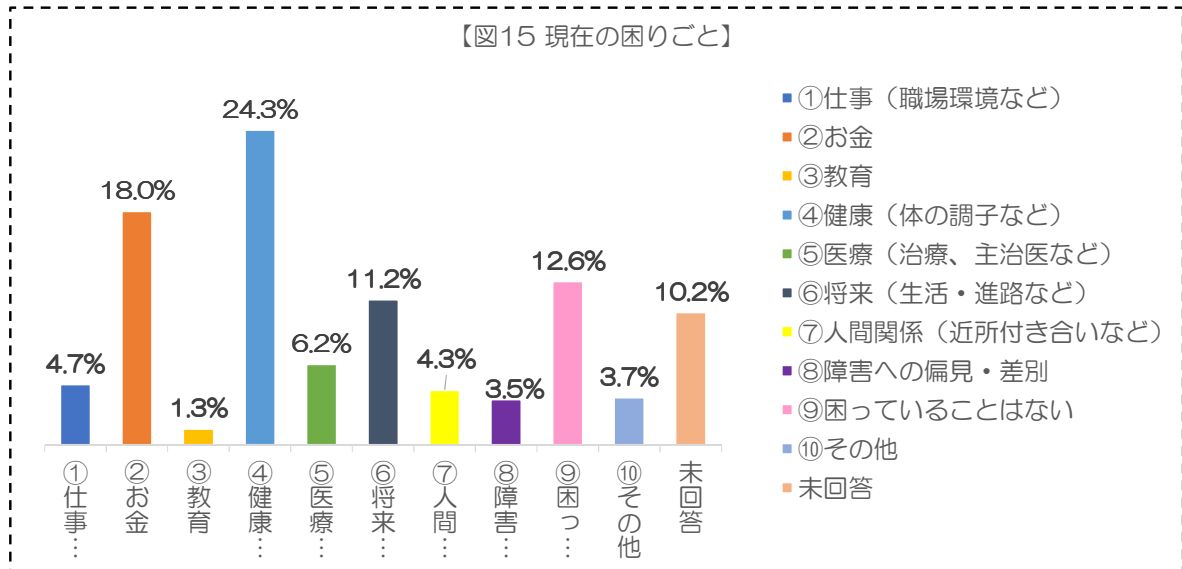
今後利用したい障害福祉サービスについては、「移動（外出など）の支援（移動支援や同行援護等）」が8.0%と多く、次いで、「日中の活動する場（生活介護や就労継続支援等）」及び「医療的ケアを受けながら生活できる施設やサービス（療養介護等）の充実」が6.3%、「身の周りの世話・支援（居宅介護や重度訪問介護等）」が6.0%となっております。



(3) 現在の困りごと・相談相手について

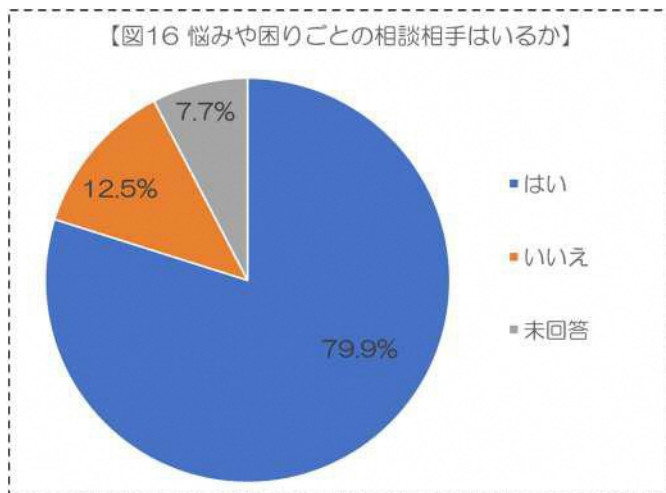
①現在の困りごとについて

「困っていることはない」と12.6%の方が回答しているのに対し、それ以外の方は複数の悩みや困りごとを抱えています。回答の多い順に、「健康（体の調子など）」のことが24.3%、次いで、「お金」のことが18.0%、「将来（生活・進路など）」のことが11.2%となっております。

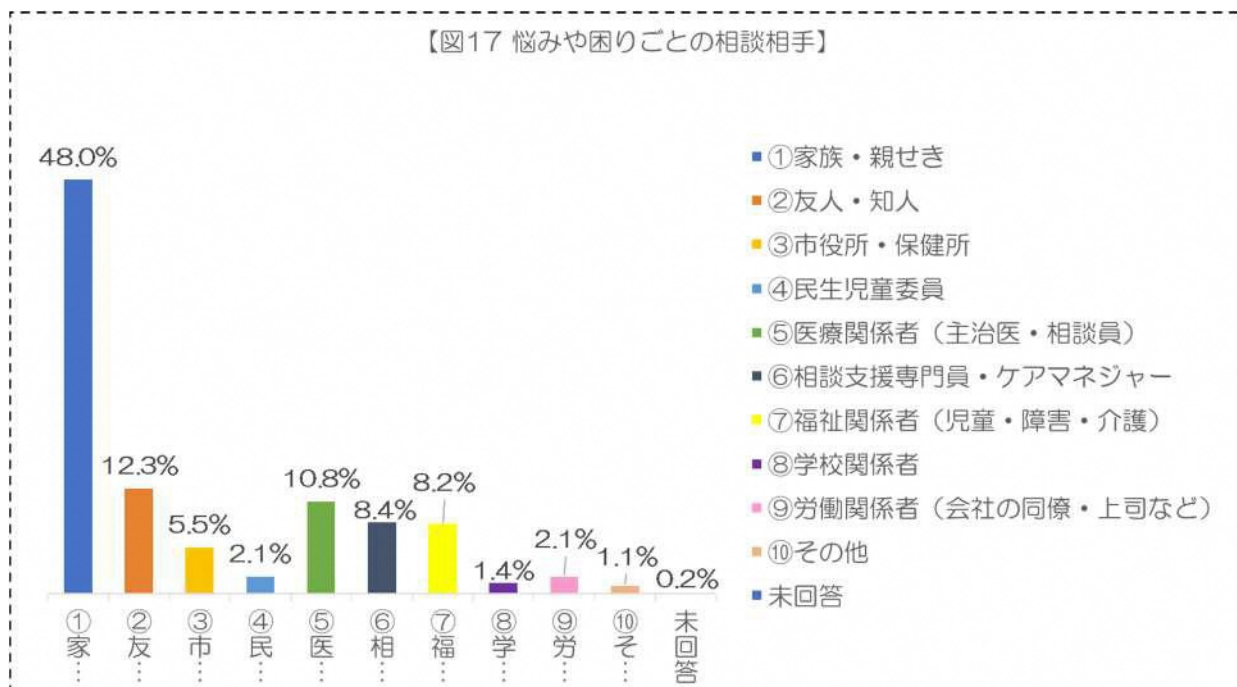


②相談相手について

悩みや困りごとの相談相手については、79.9%の方が「いる」と回答されているのに対し、12.5%の方が「いない」と回答されており、1人で悩みや困りごとを抱えている方がおられます。そのため、引き続き、相談支援事業所等の関係機関と連携し、相談先の周知・充実を図る必要があると考えられます。



悩みや困りごとの相談相手がおられる方については、「家族・親せき」が48.0%と多く、次いで、「友人・知人」が12.3%であり、家族や友人等との良好な関係が伺えます。また、「医療関係者（主治医・相談員）」が10.8%、「相談支援専門員・ケアマネジャー」が8.4%となっております。

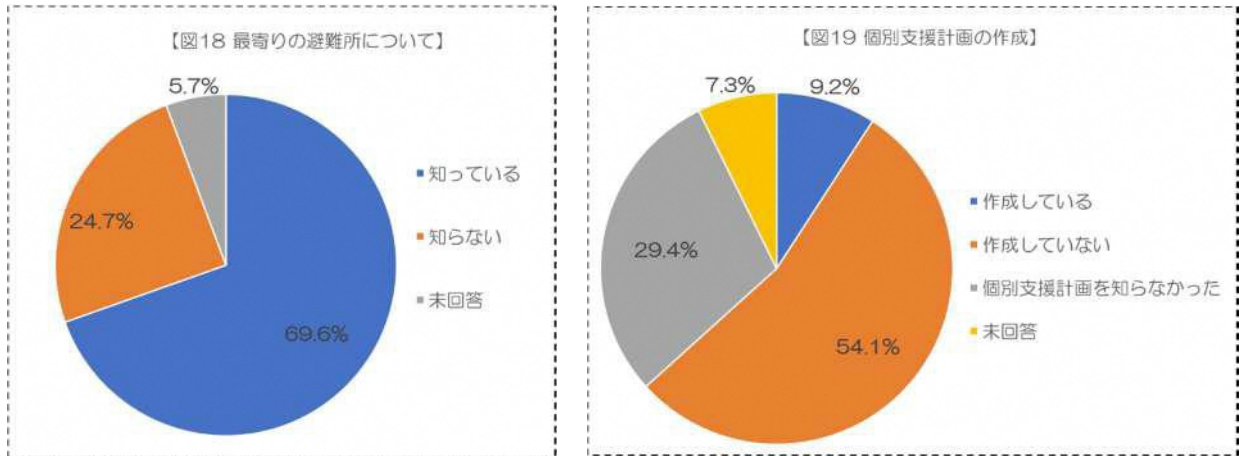


(4) 防災・避難体制について

①避難所及び個別支援計画について

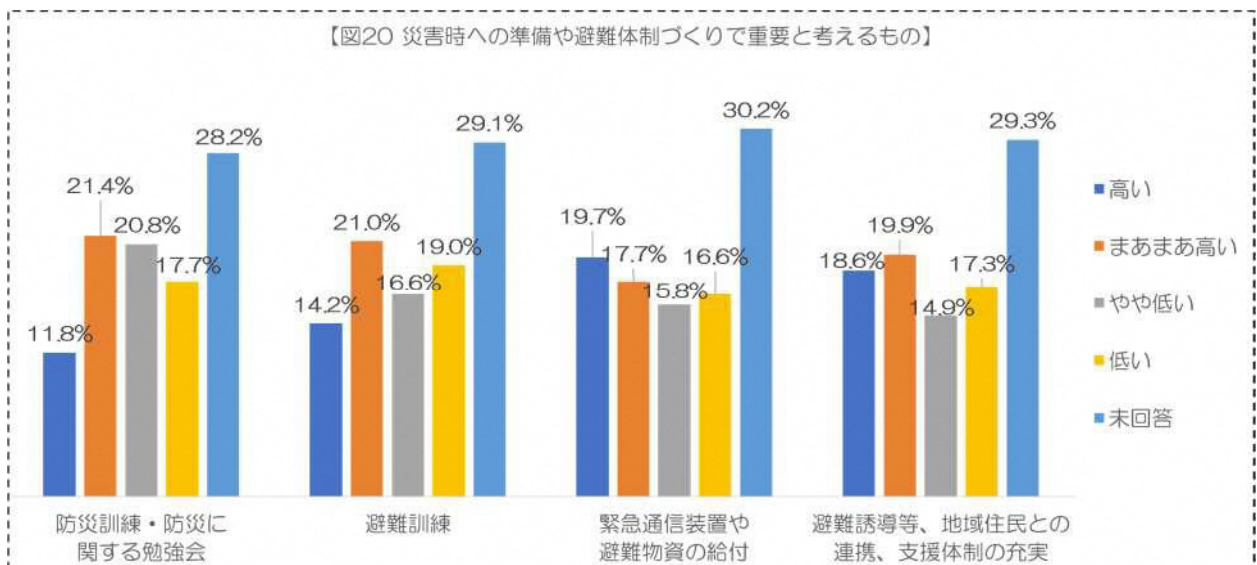
最寄りの避難所については、「知っている」と回答された方が69.6%に対し、「知らない」と回答された方が24.7%となっております。

また、個別支援計画については、「作成している」と回答された方が9.2%に対し、「作成していない」と回答された方が54.1%、「個別支援計画を知らなかった」が29.4%となっており、引き続き、作成の推進、制度の周知が必要であると考えられます。



②災害時への準備や避難体制づくりで重要と考えるもの

災害時への準備や避難体制づくりで重要と考えるものについては、「高い」・「まあまあ高い」をあわせると38.5%の方が「避難誘導等、地域住民との連携、支援体制の充実」を重要としています。その他の項目については、「緊急通信装置や避難物資の給付」が37.4%、「避難訓練」が35.2%、「防災訓練・防災に関する勉強会」が33.2%となっております。

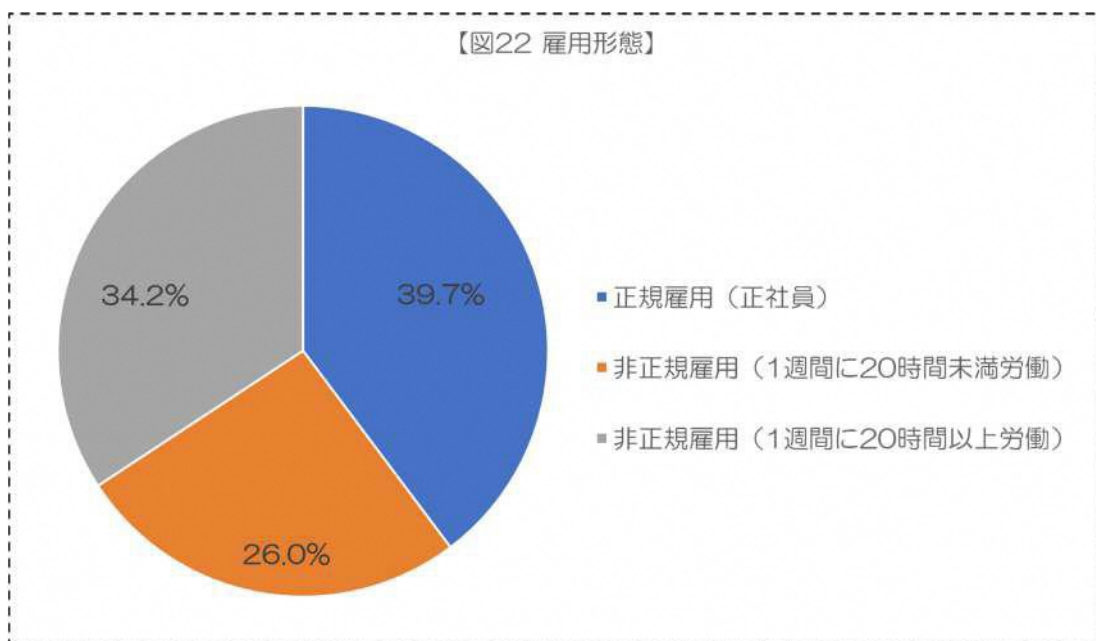
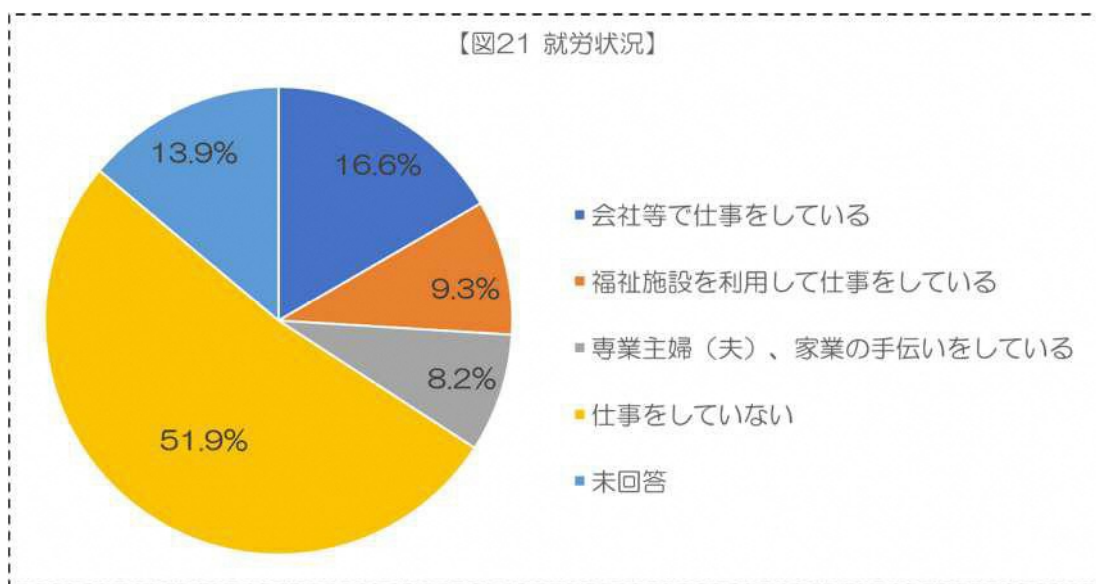


(5) 就労の状況について

①就労状況・雇用形態について

回答者のうち、「仕事をしていない」が51.9%と多く、次いで、「会社等で仕事をしている」が16.6%、「福祉施設を利用して仕事をしている」が9.3%、「専業主婦（夫）、家業の手伝いをしている」が8.2%となっております。

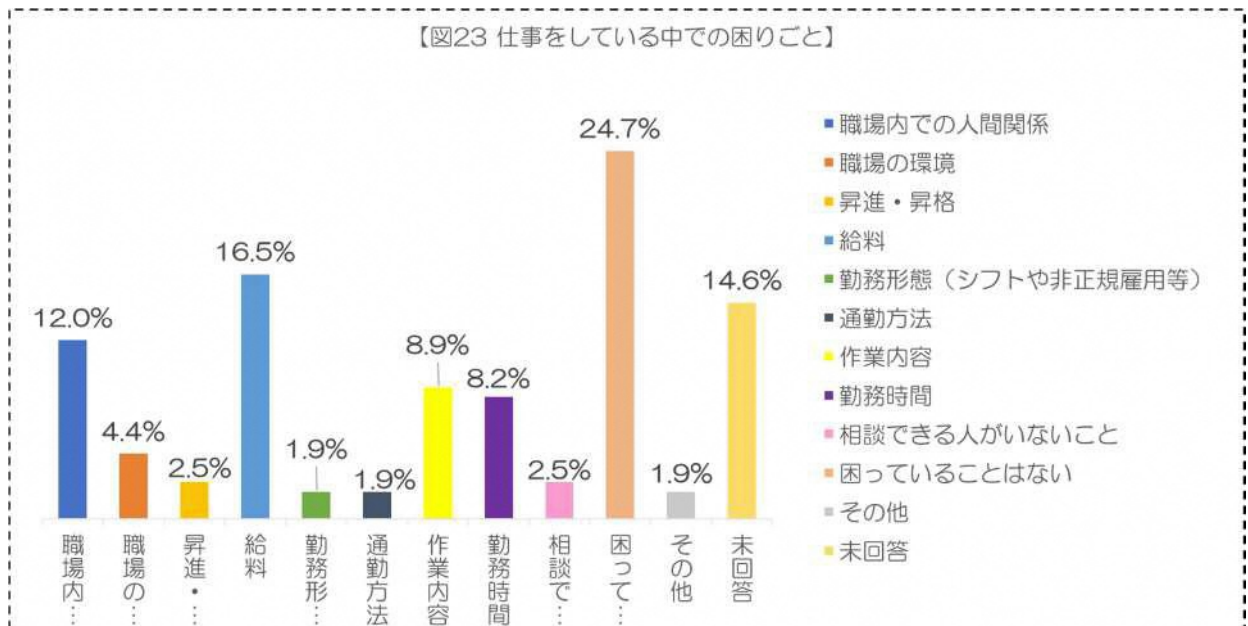
また、「会社等で仕事をしている」と回答した方のうち、「正規雇用（正社員）」が39.7%、「非正規雇用（1週間に20時間未満労働）」が26.0%、「非正規雇用（1週間に20時間以上労働）」が34.2%となっております。



②仕事をしている中での困りごとについて

「会社等で仕事をしている」または、「福祉施設を利用して仕事をしている」と回答された方に困りごとについて尋ねたところ、「困っていることはない」と24.7%の方が回答されたのに対し、困りごととして、「給料」が16.5%と多く、次いで、「職場内での人間関係」が12.0%、「作業内容」が8.9%、「勤務時間」が8.2%となっております。

なお、「勤務時間」については、「勤務時間が短い」及び「勤務時間が長い」とともに46.2%であり、未回答が7.6%でした。

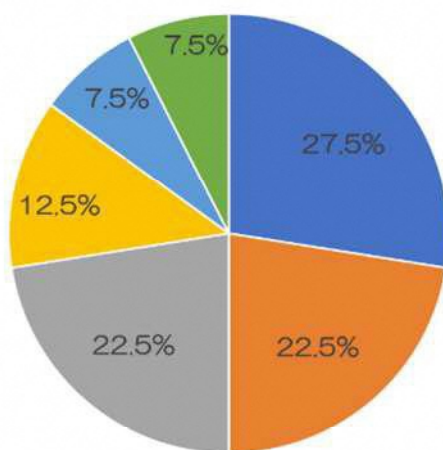


③仕事をしていないまたは、できない理由

「仕事をしていない」と回答された方に理由を尋ねたところ、「自分に適する仕事が見つからない」が27.5%と多く、次いで、「仕事をしたいが、病気や障害により、採用条件を満たせず仕事が見つからない」及び「仕事をしたいが、病気や障害により、働くことができない」が22.5%、「就労継続支援事業所や障害への理解、サポート体制が整った会社が見つからない」が12.5%となっております。

病気や障害により採用条件を満たせない、サポート体制が整った会社が見つからない等の理由により仕事をしていない人が35.0%であることから、引き続き、障害者雇用に関する理解の促進、周知等により、障害のある人の就労機会の確保が必要であると考えられます。

【図24 会社で仕事をしていない、できない理由】

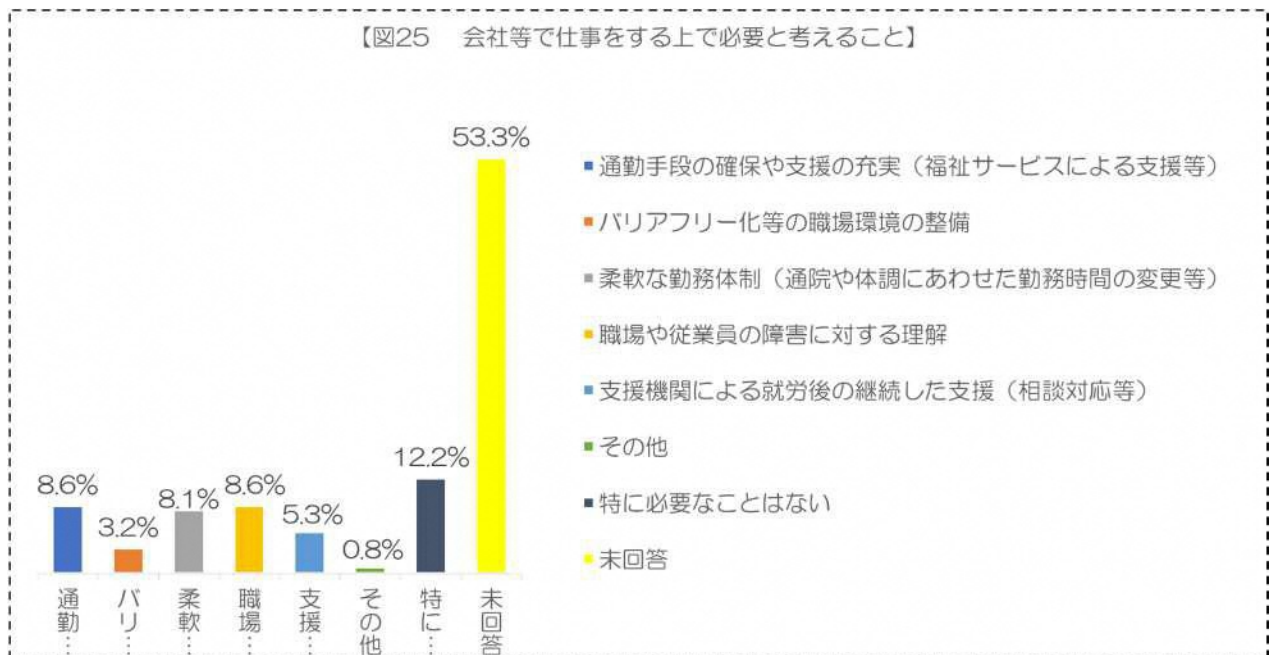


- 自分に適する仕事が見つからない
- 仕事をしたいが、病気や障害により、採用条件を満たせず仕事が見つからない
- 仕事をしたいが、病気や障害により、働くことができない
- 就労継続支援事業所や障害への理解、サポート体制が整った会社が見つからない
- その他
- 未回答

④会社等（福祉施設での就労を除く）で仕事をする上で必要と考えること

「特に必要なことはない」と12.2%の方が回答されたのに対し、必要と考えることについては、「通勤手段の確保や支援の充実（福祉サービスによる支援等）」及び「職場や従業員の障害に対する理解」が8.6%と多く、次いで、「柔軟な勤務体制（通院や体調にあわせた勤務時間の変更等）」が8.1%となっております。

通勤時等の移動手段や職場における障害への理解の促進に向けた取り組みや施策の実施が必要であると考えられます。

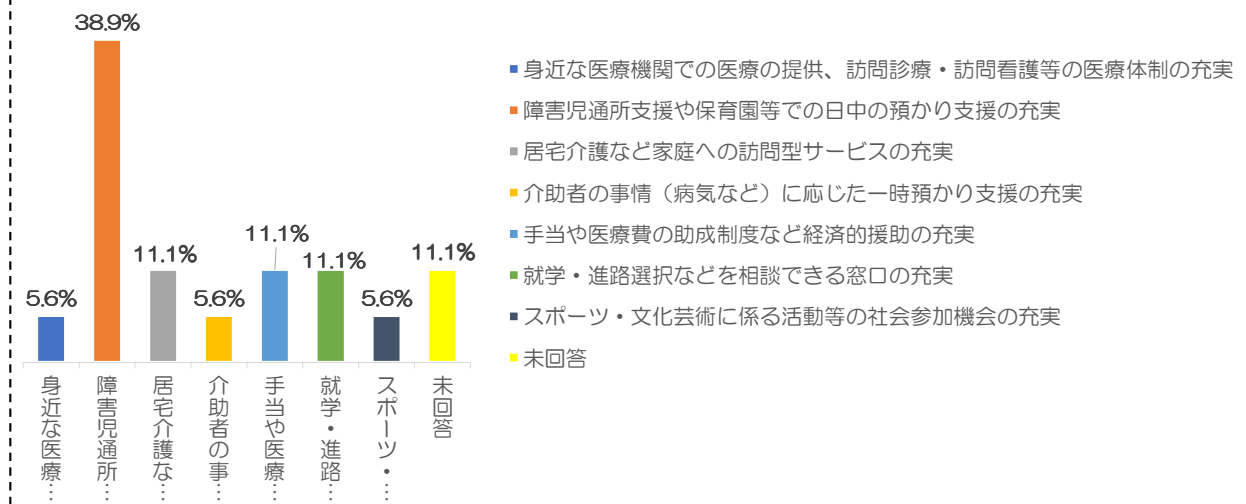


(6) 福祉の支援等への要望について

①障害のある子どもへの支援（サービス）について

18歳未満の方を対象に、障害のある子どもへの特に必要と感じる支援（サービス）について尋ねたところ、「障害児通所支援や保育園等での日中の預かり支援の充実」が38.9%と多く、次いで、「居宅介護など家庭への訪問型サービスの充実」、「手当や医療費の助成制度など経済的援助の充実」、「就学・進路選択などを相談できる窓口の充実」が11.1%となっております。

【図26 特に必要と感じる障害児への支援（サービス）】

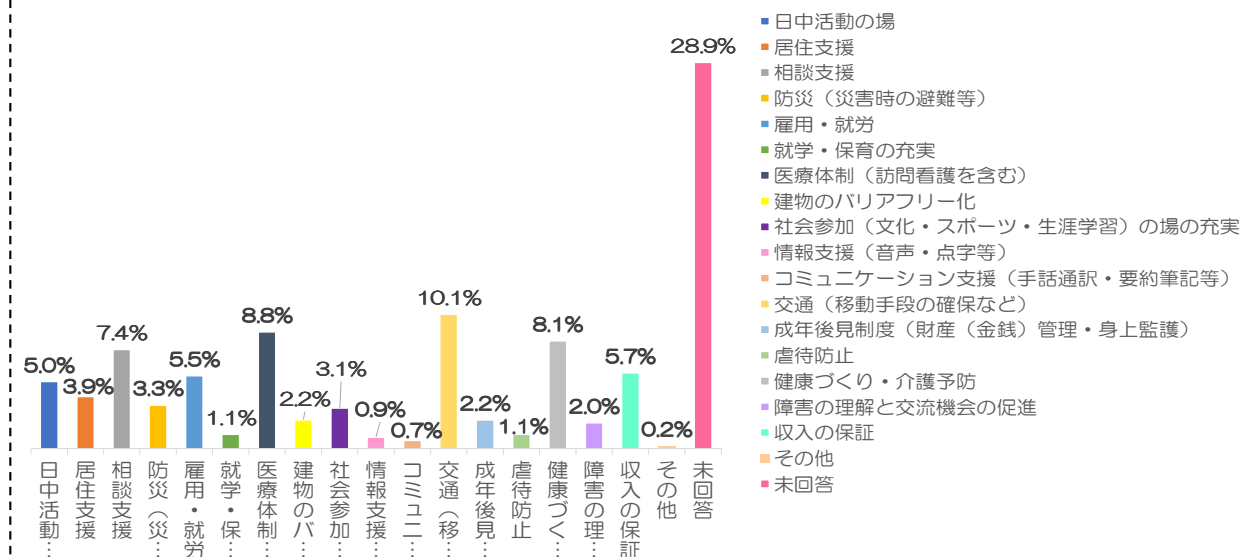


②福祉（全体）の支援策について

福祉（全体）において重要と考える支援策については、「交通（移動手段の確保など）」が10.1%と多く、次いで、「医療体制（訪問看護を含む）」が8.8%、「健康づくり・介護予防」が8.1%、「相談支援」が7.4%となっております。

また、「生活・暮らし等の支援への意見や要望（自由記載）」においても、「移動手段がない」、「バスの本数を増やしてほしい」等の移動や交通に関する意見が多くありました。

【図27 福祉（全体）において重要と考える支援策】



第3章 本計画における横断的視点・基本理念・重点施策・基本方針

1. 施策を進めるにあたっての横断的視点

(1) 共生社会の実現に資する取組の推進

障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁の除去等の取り組みにより心のバリアフリーを進めます。また、障害のある人への移動支援や情報提供、意思疎通等のあらゆる場面でのアクセシビリティに配慮したデジタル技術等の利活用についての検討・推進を図り、障害の有無に関わらず、いきいきと活動し、安心した生活ができるよう、共生社会の実現を目指します。

なお、施策の推進にあたっては、当事者の意見を反映するとともに、障害のある人や事業者、地域住民などと協働し、協力のうえ取り組み、施策の推進を図ります。

(2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害のある人が自己選択・自己決定の尊重のもと、多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育・文化芸術・スポーツ・福祉・医療・雇用等の各分野の有機的な連携により、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

また、当事者の課題のみならず、家族やヤングケアラー等の介助者の課題など、複数の分野にまたがる課題については、関係機関等との連携により、重層的支援体制による総合的・横断的な支援を行います。

(3) 障害特性に配慮したきめ細かい支援

当事者の障害の特性・状況、生活実態など、特に外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情への考慮が必要です。また、症状が多様化しがちであり、状態が変動する障害の程度等に留意の上、当事者に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障害福祉施策の推進を図ります。

また、知的障害、精神障害、盲ろう、重症心身障害、その他の重複障害など、特に発達障害、難病、高次脳機能障害について、市民をはじめ、社会全体の更なる理解の促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療の連携を総合的に進めるとともに、施策の充実を図ります。

(4) 障害のある女性、こども及び高齢者等に配慮した取組の推進

障害のある女性やこども、高齢者など、障害の種別・特性だけでなく、その他複合的な理由により困難な状況に置かれた障害児者に対して、きめ細かい配慮の必要性を踏まえ、障害福祉施策を展開し、充実を図ります。

2. SDGsの視点

平成27年9月に行われた国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（議題）」の中には、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念が示されています。その具体的な展開については、我が国も批准した権利条約によるところですが、本市が令和元年に内閣府の「SDGs未来都市」に選定されたことなどを踏まえ、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れるとともに、行政や市民、様々な団体との連携により、本市の目指す「すべての人に健康と福祉を」という目標に沿った障害児者施策を進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症等に対しては、それぞれの事業所とともに、感染予防対策を強化する中で事業の継続に努めておりますが、国や京都府等、関係機関の協力のもと、引き続き、感染防止対策や事業所への支援など、状況に応じた対応等に努めていきます。



3. 基本理念

国は、令和5年度からの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」において、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会活動に参加する主体と捉え、障害のある人が自らの魅力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するとともに、活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去していくことを基本理念としています。

本市では、前計画において、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現」を基本理念として掲げ、障害福祉施策を推進してきました。

本計画においても、前計画の基本理念を引き続き掲げ、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域でいきいきと活動し、共に生活していく自立と共生社会の実現に向け、取り組んでいきます。

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現

4. 本計画期間における重点施策

本障害者計画に定める基本方針及び基本的な施策のうち、以下の施策については本計画期間における重点施策と位置づけ、重点的に取り組むこととします。

(1) 就労支援施策の充実・障害者雇用の推進

企業や福祉事業所、関係機関が一体となった連携支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、就労後の切れ目のない支援の充実に努めます。

また、企業向けの講演・啓発等の実施、企業間の交流機会の場の提供等により、障害に対する理解や障害者雇用を促進し、働きやすい職場環境、障害のある人と企業の相互理解を推進します。

(2) 福祉人材の確保

障害福祉に興味を持ってもらえるよう、教育機関や地域を通じて、幼少期から障害のある人や福祉事業所等とのふれあいの場を提供するなど、福祉に対する理解や関心の促進を図ります。また、福祉事業所や舞鶴YMCA国際福祉専門学校等の関係機関と連携し、専門性の高い福祉人材の育成・確保に努めます。

さらに、特定技能外国人⁴の受け入れやIターン・Uターン等の移住定住施策との連携など、障害福祉施策と他の分野とのマッチング等により、各分野を横断した施策を展開し、市外や異業種からの福祉人材の確保に努めます。

⁴ 特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能等を要する業務に従事する在留資格を持つ外国人

(3) 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

視覚障害のある人を対象としたデジタル機器の操作支援や普及促進を図るなど、障害のある人が容易に必要な情報を取得できるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、「舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、言語として、また、自分の言葉として、手話が当たり前で使うことのできる社会の実現を目指すとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実に努めます。

5. 基本方針、施策の方向性

基本理念	基本方針	施策の方向性
住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
	2. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
	3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 障害の特性に応じた情報の提供・意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上及び障害への理解の促進
	4. 防災・防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策・消費者保護の推進
	5. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供、難病等に関する保健・医療施策の推進 (2) 保健・医療の充実等
	6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の充実・強化 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のあることにもに対する支援の充実 (5) 医療的ケア児者等に対する支援の充実 (6) 障害のある人の高齢化に対する支援・施策の充実 (7) 障害福祉サービス等の質の向上 (8) 障害福祉を支える人材の育成・確保
	7. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 (4) 障害福祉に対する関心、理解の促進 (5) 視覚障害者等の読書環境におけるバリアフリー化の促進
	8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 福祉就労・経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進
	9. 文化・芸術活動、スポーツ等の振興	(1) 文化・芸術活動への参加促進 (2) スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

第4章 各分野における基本方向、施策の推進

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できる共生社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消や障害のある人とない人の相互理解の推進、障害特性に応じた合理的配慮の提供に向けた取り組みを進めるとともに、広報・啓発活動による周知を図ります。

また、障害者差別解消法等に基づき、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去に向けた取り組みを進めるとともに、関係機関等と連携し、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、成年後見制度による障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進します。

【方向性】

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

【基本的な施策】

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

① 障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供等に関する広報・啓発

- 「障害者差別解消法」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供における好事例の紹介等により、市民や事業者等への広報・啓発活動を行います。
- 「舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、特に手話通訳や要約筆記など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による合理的配慮の提供の推進に努めます。
- 障害特性や障害福祉についての正しい知識や理解の促進、関心を深めるため、障害者団体や関係機関等と連携し、「障害者週間⁵」をはじめとする広報・啓発活動により「心のバリアフリー」を推進します。

⁵ 毎年、12月3日から9日までの1週間を期間とする

② 市役所内における合理的配慮の提供、職員に対する研修の実施

- 「舞鶴市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」に基づき、窓口対応における、手話、筆談によるコミュニケーション手段やデジタル機器を活用するなど、障害の特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- 職員に対する研修等の実施により、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供の推進、障害に対する正しい知識や理解の促進を図るとともに、障害の特性に応じた適切な対応に努めます。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

① 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発

- 「舞鶴市障害者虐待防止センター」において、関係機関等との連携・協力により、虐待防止等に関する体制の充実を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 障害者虐待防止法における虐待発見時の迅速な通報義務など、障害のある人等の虐待防止について、障害者週間、人権週間等の各種事業、ホームページ等を活用した広報・啓発活動に取り組みます。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」等の活動を通じて、障害のある女性に対するパートナー等からのDV被害の予防、正しい知識の普及啓発を行うとともに、「配偶者暴力相談支援センター」を中心とした相談体制や相談窓口の充実を図り、相談から自立までの切れ目のない支援、相談窓口の周知に努めます。

② 成年後見制度の適切な利用の促進、支援

- 舞鶴市成年後見支援センターと連携し、成年後見制度に関する周知、利用促進を図るとともに、申立てに係る相談、利用に係る費用の助成など、必要な支援を行います。
- 社会福祉協議会が実施している、障害等により判断能力が不十分な人への生活に欠かせない福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」について、その普及と啓発の促進を図ります。

2. 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人がそれぞれの地域において、安全で安心して暮らしができる快適な生活環境を整えるため、住まいとなる住宅の確保に努めるとともに、公共施設や生活道路などについて、バリアフリー化の促進を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、施設整備及びまちづくりを推進します。

また、公共交通機関等との更なる連携を図るなど、障害のある人の移動手段の確保、移動支援の充実に努めます。

【方向性】

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

【基本的な施策】

(1) 住宅の確保

① 住まいの場の確保、グループホームの整備促進

- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着の方向性や家族の高齢化等により、在宅では十分な支援が受けられない、また、家族から独立したいなど、障害のある人の“住まい”にかかる様々なニーズを踏まえ、適切な支援、サービス体制の確立に努めます。
- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、引き続き、グループホームの整備促進に努めます。また、整備促進にあたっては、特に重度の障害のある人や多様化するニーズ等に対応するため、一層の体制の充実に図ります。
- 市営住宅については、障害のある人や高齢者等の入居者の日常生活や活動機会の障壁とならないよう、住戸内、また、共用部分におけるエレベーターやスロープの設置をはじめとするバリアフリー化の推進に努めます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害のある人やその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療機関をはじめ、民生児童委員や自治会、相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

- 京都府中丹圏域障害者自立支援協議会等を活用するなど、精神障害のある人の地域移行や地域定着における現状や課題、好事例等を共有する場を設け、関係機関が連携した相談、支援体制の充実を図るとともに、精神保健福祉に関する正しい知識の普及、理解促進に向けた各種啓発・広報による周知を行います。

(2) 移動しやすい環境の整備等

① 公共交通機関等との連携による移動手段の確保

- 鉄道や路線バス等の公共交通機関の乗車運賃の割引について、引き続き、交通事業者等へ協力を求め、障害のある人の社会参加の促進、通院時等の経済的負担の軽減を図るなど、継続した移動支援体制の充実に努めます。
- 身近な公共交通として、障害のある人や高齢者等の移動に必要な不可欠である鉄道、路線バス及び自主運行バスの運行に対する支援等により、周辺地域における運行の維持・確保に努め、通院時等の移動手段の確保、公共交通機関の利用促進を図ります。

② 外出時の移動支援の充実

- 視覚障害のある人をはじめ、障害のある人や障害者団体等の社会参加の促進、地域における自立した生活を支援するため、障害福祉サービスにおける同行援護をはじめとした外出時の移動支援の充実を図ります。
- 身体障害のある人等の社会生活活動の促進、自立更生と福祉の増進を図るため、自動車運転免許取得教習費及び自動車の改造費の一部を助成します。
- 通院により人工透析を受けている人や在宅の医療的ケアが必要な人に対し、タクシー利用券を交付し、通院等の移動に伴う精神的・経済的負担の軽減、障害福祉の増進を図ります。
- 高齢者外出支援施策として、75歳以上を対象に実施している「高齢者外出支援事業」の周知を図るなど、通院時等における外出を支援するとともに、障害のある高齢者の健康増進及び社会参加を促進します。

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

① 公共施設、生活道路等におけるバリアフリー化の促進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」及び「京都府福祉のまちづくり条例」等の関係各法や条例に基づき、障害のある人を含む全ての人々が、安全に安心して通行できる道路環境の整備を行うなど、安全で安心なまちづくりの推進に努めます。

- 公共施設の新設、整備にあたっては、多目的トイレやオストメイト対応トイレの整備、エレベーターやスロープ等の設置など、引き続き、利用形態や利用者の特性等を考慮し、ユニバーサルデザインの視点に基づく、施設整備に努めます。
- 障害のある人や高齢者など、誰もが安心して外出できる社会の実現を目指して、京都府と連携し、「京都おもいやり駐車場利用証制度⁶」を推進します。

⁶ 障害や高齢・難病により歩行が困難な人、また、けが人や妊産婦などの一時的に歩行が困難な人に対して、利用証を交付し、車いすマークの表示がある駐車場の適正な利用の促進を目的とした京都府の制度

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害のある人が地域で生活していくうえで必要な情報を必要な時に入手できるよう、障害の特性に応じた多様な手段による情報の提供、手話通訳や要約筆記等による意思疎通、コミュニケーション支援の充実を図るとともに、意思疎通支援を担う人材の育成や確保を図ります。

また、視覚障害のある人を対象としたデジタル機器の操作支援や普及促進、「電話リレーサービス」の利用促進、周知・啓発活動等を進めるとともに、市から発信する行政情報や選挙情報等についての発信方法を工夫するなど、障害のある人の情報アクセシビリティの向上を推進します。

【方向性】

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 障害の特性に応じた情報の提供・意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上及び障害への理解の促進

【基本的な施策】

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

① 視覚障害のある人等に対するデジタル機器の普及促進・支援、活用の推進

- 視覚障害のある人を対象とした生活訓練事業等において、スマートフォンやパソコン等の操作研修会を開催するなど、デジタル機器の普及促進、支援による情報の通信・取得・利用等におけるアクセシビリティの向上を図ります。
- 公共インフラとしての「電話リレーサービス⁷」が、市民や事業者に認知、理解され、その利活用が推進されるよう、制度に関する周知や啓発に取り組むとともに、聴覚障害のある人などの利用促進を図り、情報通信におけるアクセシビリティの向上を推進します。

(2) 障害の特性に応じた情報の提供・意思疎通支援の充実

① 手話通訳者や要約筆記者の派遣、人材の育成・確保

- 聴覚障害や音声・言語障害のある人の情報の取得・利用、円滑な意思疎通が図れるよう、要請に応じた手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーション手段の確保、自立と社会参加の促進に努めます。
- 障害のある人への情報取得、意思疎通支援の充実及び継続的な実施を図るため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員等の養成講座の開催、高等教育機関等との連携により、人材の育成・確保を図ります。

⁷ 聴覚障害や発話に困難のある人ときこえる人の会話を通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス

② 情報・コミュニケーション支援機器の給付、デジタル機器の活用による充実

- 情報やコミュニケーションに関する支援を必要とする障害のある人に対して、補装具費支給制度による補聴器等の購入費の一部助成、日常生活用具の給付などによる支援、対話支援機器などのデジタル機器の活用により、障害のある人の情報支援、コミュニケーション支援の充実を図ります。

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上及び障害への理解の促進

① 多様な障害に応じた情報発信の推進、体制の構築

- 広報誌の発行、各種事業に関する行政情報の発信について、視覚障害のある人に点字・音声版による情報発信を行うなど、多様な情報発信手段の活用により、障害特性に応じた行政情報の発信を推進します。
- 市ホームページの内容、掲載方法等を工夫し、障害のある人に対して、有効な情報発信を図るとともに、WEBアクセシビリティに配慮したホームページの構築に努めます。

② 選挙等における配慮

- 選挙公報の点字や音声版による配布など、障害特性に応じた多様な手段、方法を活用し、選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
- 投票所の施設・設備のバリアフリー化、代理投票制度に関する周知、円滑な実施について、選挙管理委員会と協力し、投票環境の向上を推進します。

③ 障害に対する理解の促進

- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分かりにくい方が、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」を配布し、普及を促進します。

4. 防災・防犯等の推進

障害のある人が地域社会において、安心して安全に暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、災害時や緊急時における安全確保の支援体制の整備を推進するとともに、犯罪被害や消費者被害から障害のある人を守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた相談体制の充実、啓発活動等の取り組みを推進します。

【方向性】

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策・消費者保護の推進

【基本的な施策】

(1) 防災対策の推進

① 個別支援計画⁸作成の推進、支援体制の構築

- 災害時において、障害のある人の避難支援が適切に実施されるよう、当事者の家族、相談支援事業所をはじめとする関係機関など、当事者のみならず、当事者と関わりがある人へも制度の周知を図るとともに、関係機関等と連携し、個別支援計画の作成を推進します。
- 個別支援計画については、より実効性の高い支援計画とするため、関係機関と連携し、継続的な更新、見直しに努めるとともに、必要な情報の共有、有効活用により、地域における見守り、支援体制づくりを推進します。

② 災害等緊急時における迅速な情報発信システムの構築

- 災害発生時、若しくは、災害が発生する恐れがある場合に、防災情報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線やメール配信サービス、ファックス等の多様な手段を活用し、障害特性に配慮した情報伝達の充実を図ります。

③ 障害特性に対応した運営体制の整備

- 避難所において、文字による情報掲示、筆談等による対応など、障害特性に応じた支援や合理的配慮の提供を行い、障害の有無に関わらず、安心して避難生活が送れるよう運営体制の整備に努めます。

⁸ 自力での避難確認や避難が難しいと思われる障害のある人や高齢者等の災害時要援護者一人ひとりに対して、誰が、どのようにして避難等の支援をするのかを定めた計画

(2) 防犯対策・消費者保護の推進

① 関係機関等との連携による犯罪被害の防止、早期発見

- 警察や障害者団体等の関係機関と連携し、障害のある人を対象とした講習会の実施等による啓発活動により、防犯対策に関する知識の浸透、理解の促進を図ります。
- 自治会や民生児童委員、福祉事業所、防犯活動に取り組む市民団体などの関係機関との連携のもと、地域での見守りや関係機関による相談窓口の充実など、地域ぐるみの防犯体制の整備を促進し、犯罪被害の防止、早期発見に努めます。

② 消費者トラブルの防止、相談体制の充実

- 障害のある人やその家族の消費者被害を防止するため、消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図り、トラブルの未然防止、問題解決に向けた助言等の支援を行うとともに、出前講座等の啓発活動等を通じ、消費者被害に遭わないための知識や情報の提供機会を確保し、消費者保護及び消費者被害の防止の強化に努めます。

5. 保健・医療の推進

障害のある人が身近な地域において、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、保健・医療・福祉サービスの一体的・効果的な提供に向けた関係機関等との連携強化を図るとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、包括ケアシステムの構築を推進します。

また、障害のある人やその家族を対象とした保健指導や健康診査、啓発活動等の取り組みの推進、医療費の助成により、健康の保持、増進を図るとともに、障害のある人の地域生活を支援します。

【方向性】

- (1) 精神保健・医療の適切な提供、難病等に関する保健・医療施策の推進
- (2) 保健・医療の充実等

【基本的な施策】

(1) 精神保健・医療の適切な提供、難病等に関する保健・医療施策の推進

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲【2-(1)-②】）

- 精神障害のある人やその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療機関をはじめ、民生児童委員や自治会、相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 京都府中丹圏域障害者自立支援協議会等を活用するなど、精神障害のある人の地域移行や地域定着における現状や課題、好事例等を共有する場を設け、関係機関が連携した相談、支援体制の充実を図るとともに、精神保健福祉に関する正しい知識の普及、理解促進に向けた各種啓発・広報による周知を行います。

② 難病等に関する保健・医療施策の推進

- 京都府や医療機関をはじめとする関係機関等との連携を図り、難病患者の病状に応じた適切な福祉サービスの提供を推進します。

(2) 保健・医療の充実等

① 保健・医療・福祉の各関係機関の連携

- 保健・医療・福祉における各サービスを一体的・効果的に提供できるよう、関係機関や関係団体との連携強化を図るとともに、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 京都府や近隣市町と連携し、京都歯科サービスセンター北部診療所の運営を支援し、障害のある人の歯科衛生の向上、歯科医療機会の確保・充実を図ります。

② 成人保健・健康づくりの推進

- 食事、運動、睡眠、こころの健康など、健康づくり全般にわたる知識の普及、啓発に努めるとともに、障害のある人やその家族の自宅への訪問などによる保健指導により、健康の保持・増進を図ります。
- 保健・福祉・医療など、各分野との連携のもと、各種健康診査や教室、啓発活動、相談支援の取り組み等を通じて、障害の原因となる疾病、高齢化等による重度化・重複化等への適切な予防と対応、早期発見の充実に努めます。

③ 医療費等に関する制度の周知・利用支援

- 福祉医療費助成事業などの医療費公費負担制度により、重度の障害のある人に対して、医療費の負担軽減を図るとともに、制度の周知に努め、必要となる医療の適切な利用を促進します。
- 障害者総合支援法に基づく自立支援医療により、心身の障害状態の軽減を図るために必要な医療について、医療費の助成を行い、心身の障害状態の軽減、自立した日常生活または社会生活を支援します。

6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障害のある人の意思を尊重しながら、その人の障害特性に応じて、住み慣れた地域や社会で暮らせるよう関係機関が連携し、包括的な支援を行うため、相談支援機能の充実・強化を図ります。

また、地域生活支援センター等の充実により、創作的活動や生産活動の機会を提供するなど、障害のある人の社会参加を推進します。

【方向性】

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の充実・強化
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

【基本的な施策】

(1) 意思決定支援の推進

① 成年後見制度の適切な利用の促進、支援（再掲【1-(2)-②】）

- 舞鶴市成年後見支援センターと連携し、成年後見制度に関する周知、利用促進を図るとともに、申立てに係る相談、利用に係る費用の助成など、必要な支援を行います。
- 社会福祉協議会が実施している、障害等により判断能力が不十分な人への生活に欠かせない福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」について、その普及と啓発の促進を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

① 関係機関との連携強化、重層的支援体制の整備

- 保健・医療・福祉における各サービスを一体的・効果的に提供できるよう、関係機関や関係団体との連携強化を図るとともに、包括的な支援体制の構築に努めます。（再掲【5-(2)-①】）
- 障害と高齢化、障害と子育て、8050問題⁹など、障害のある人やその家族が抱える複雑・複合化した課題に対応するため、障害者相談支援センターや地域包括支援センターなど、各分野の相談支援機関や関係機関との連携のもと、重層的支援体制を整備し、分野を横断した包括的な支援体制の構築を図ります。

⁹ 高齢（80代）の親と自立できない事情を抱える50代の子とが同居している世帯に係る問題
ひきこもりなど、子の社会的孤立等の問題がある

② 相談支援体制の充実

- 障害のある人の相談機会の更なる充実を図るため、計画相談支援事業所の開設を促進するなど、相談窓口の拡充に努めます。
- 相談支援事業所間における連携強化、人材の育成と確保に向け、相談支援事業所連絡会等を通じた情報交換や交流機会、研修機会の場を確保するとともに、基幹相談支援センターの整備促進を図り、市内の相談支援体制の更なる充実を図ります。
- 障害者相談員による相談機会の充実を図るとともに、広報誌やホームページ等の多様な手段を活用し、積極的な広報、周知を行います。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

① 日中活動の場の確保、在宅サービス等の充実

- 障害福祉サービスのうち、創作的活動や生産活動、就労機会を提供する生活介護や就労継続支援など、いわゆる日中活動系サービスの更なる充実を図り、障害のある人の日中活動の場や機会を確保します。
- 障害のある人が希望する地域で生活できるよう、居宅介護などの訪問系サービスの充実を図るとともに、補装具費の支給や日常生活用具の給付により、障害のある人が安心して自立した生活を送れるよう支援を行います。

② 地域活動支援センター及び地域生活支援拠点の充実

- 創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進などを行う地域活動支援センター機能の充実・強化を図るとともに、障害のある人同士が集える居場所の提供や機会の充実に努めます。
- 障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域における複数の関係機関が連携・分担し、地域生活支援拠点の機能強化に努め、障害のある人の地域生活に対する支援の充実を図ります。

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(再掲【2-(1)-②、5-(1)-①】)

- 精神障害のある人やその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療機関をはじめ、民生児童委員や自治会、相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 京都府中丹圏域障害者自立支援協議会等を活用するなど、精神障害のある人の地域移行や地域定着における現状や課題、好事例等を共有する場を設け、関係機関が連携した相談、支援体制の充実を図るとともに、精神保健福祉に関する正しい知識の普及、理解促進に向けた各種啓発・広報による周知を行います。

こどもの成長や発達を支援し、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連携を強化し、乳幼児から学校卒業までの一貫した支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児（者）や発達障害を持つ人の増加、障害のある人の高齢化など障害の重度化・多様化に応じた支援体制の構築を目指します。

【方向性】

- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 医療的ケア児者等に対する支援の充実
- (6) 障害のある人の高齢化に対する支援・施策の充実

【基本的な施策】

(4) 障害のあるこどもに対する支援の充実

① こども家庭センターにおける包括的な障害児支援体制の構築

- 障害のあるこどもの障害種別や年齢、家庭環境など多様なニーズに包括的なアプローチを行うため、新たに設置する「こども家庭センター」において、母子保健・子育て支援部署と一体的に、重症心身障害児や医療的ケア児を含む障害児の支援体制の構築に努めます。

② 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の充実

- 障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、健康診査をはじめ、認定こども園・保育所・幼稚園への巡回支援により、障害や発達に課題のあるこどもを早期に発見し、専門的な助言による支援を行います。また、保護者に寄り添いながら、関係機関との連携のもと、療育などの支援の充実を図ります。
- 一人ひとりのこどもの成長・発達に応じた切れ目のない支援を行うために、障害や支援に関する情報を関係機関で共有するなど、障害のあるこどもやその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を提供する体制の構築に努めます。

③ 一人ひとりの障害や発達に合わせた支援と体制の推進、医療的ケア児等の受け入れ体制の充実

- 認定こども園・保育所・幼稚園では、こどもの心身の健やかな成長・発達を目指し、身体や精神に障害のあるこどもの受け入れを行い、個々の発達やニーズ等に合わせた丁寧な支援を行います。今後も、巡回支援や研修等を通じて、障害や発達に関わる知識の習得と支援スキルの向上に努めます。また、重症心身障害児を含む医療的ケア児等の保育所等での受け入れを推進するため、必要な設備の整備や看護師などの医療的ケアが行える人材の確保に努めます。

- ④ 障害児の地域社会への参画・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- 認定こども園や学校、放課後児童クラブなどの地域社会において、障害のあるこどもが安心して過ごせるよう、発達支援の専門職による支援や関係機関との連携を推進し、障害のあるこどもが地域社会で生活しやすい環境づくりを行います。
- ⑤ 難聴児及びその家族への切れ目のない支援体制の充実
- 新生児聴覚スクリーニング検査¹⁰後のフォロー体制を構築し、遅滞なく療育を開始し、必要な福祉サービスにつなげるなど切れ目のない支援体制の構築を目指します。

（5）医療的ケア児者等に対する支援の充実

- 医療的ケア児とその家族が地域の中で安心して生活できるよう、心身の状況に応じた適切な支援を行うとともに、家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るため、認定こども園等での受け入れや医療的ケア児に関わる関係機関の連携を強化し、医療的ケア児支援の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な人が身近な地域で安心して生活できるよう、障害福祉施設の運営法人や障害福祉サービスを提供する事業所、医療機関等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図るとともに、京都府中丹圏域障害者自立支援協議会や近隣市町と協議を行うなど、京都府や近隣市町、関係機関等と連携し、広域的な対応を含めた体制整備について検討します。

（6）障害のある人の高齢化に対する支援・施策の充実

① 介護保険サービスへの円滑な移行支援

- 障害のある人が65歳を迎えるなど、高齢化に伴う介護保険サービスへの移行時については、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連絡会等を通じた交流、重層的支援体制の整備促進等による連携強化に努め、円滑な移行による切れ目のない支援体制の充実を図ります。

② 将来を見据えた自立した生活への支援の推進

- 障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域における複数の関係機関が連携・分担し、地域生活支援拠点の機能強化に努め、障害のある人の地域生活に対する支援の充実を図ります。（再掲【6-(3)-②】）

¹⁰ 聞こえの異常を早く発見するため、生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う“耳のきこえ”の検査

障害福祉サービスを提供する事業所や施設等による情報共有、事業所職員の研修機会の場を提供するとともに、舞鶴YMCA国際福祉専門学校等と連携し、福祉人材の育成・確保に努め、障害福祉サービス等の質の向上、多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

また、手話通訳や要約筆記、点訳等に関する養成講座の開催、ボランティア団体の活動を支援するなど、ボランティア人材の育成・確保に努めます。

【方向性】

- (7) 障害福祉サービス等の質の向上
- (8) 障害福祉を支える人材の育成・確保

【基本的な施策】

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

① 事業所間における情報共有、研修等の機会の確保

- 相談支援事業所連絡会など、障害福祉サービスを提供する事業所や施設等が情報共有や意見交換ができる場や機会の提供、助言や指導等の必要な支援を行い、更なるサービスの充実を図ります。
- 障害福祉サービス等提供事業者に対し、京都府が実施する研修会をはじめとした各種研修会等の開催情報を提供するなど、必要な情報取得のための環境づくりを促進し、職員の研修機会を確保するとともに、サービス提供事業所の資質の向上を図ります。

(8) 障害福祉を支える人材の育成・確保

① 福祉人材の育成・確保、定着に向けた支援

- 市内の各福祉施設や舞鶴YMCA国際福祉専門学校などと連携し、より専門性が高い人材の育成・確保に努めるとともに、高等学校へのアプローチや外国人留学生の受け入れ等による入学者の確保を積極的に推進します。
- 福祉人材の確保及び育成に資するため、介護福祉士として福祉事業所で業務に従事しようとする者に対し、舞鶴YMCA国際福祉専門学校の修学に要する資金の貸与、高等学校等へ制度の周知を行うとともに、市内の各福祉事業所との交流や実習機会の提供等による連携を推進し、卒業後の就職、職場定着につながるよう支援します。

- 各福祉施設でのDX¹¹の視点を取り入れたデータやデジタル技術を活用した介護・相談支援業務等の負担軽減、デジタル技術の導入・活用などへの取り組みへ支援を行い、働きやすい環境づくりを促進します。
- 資格取得講習や介護職員初任者研修に要する受講料の助成を行うなど、介護業務等従事者のスキルアップやキャリアアップを支援し、福祉人材の確保、職場定着を促進するとともに、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

② ボランティア活動・市民活動の促進

- 手話や要約筆記、点訳等に関する養成講座を開催し、障害のある人や障害のある人を支援するボランティア団体との交流機会を推進するとともに、コミュニケーション支援者を養成し、障害のある人の社会参加を促進します。
- 高等学校をはじめとする教育機関やボランティア団体などと連携し、障害者団体や障害者支援施設等が実施する各種行事や活動等へのボランティア派遣等により、活動の場や機会を広げ、ボランティア活動を推進するとともに、市民の障害福祉に対する関心・理解の促進を図ります。
- 社会福祉協議会が設置するボランティアセンターとの連携のもと、ボランティア人材の確保や育成に努めるとともに、ボランティア団体の活動内容を市民や障害のある人へ広く周知・啓発を行う等により、活動を支援します。

¹¹ デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること

7. 教育の振興

共生社会の実現に向けて障害の有無によって分け隔てられることなく、可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づき、個々のこどもの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援に努めます。

【方向性】

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備

【基本的な施策】

(1) インクルーシブ教育システム¹²の推進

① こどもの障害特性に応じた教育の提供

- 誰ひとり取り残すことなく一人ひとりの能力を最大限に伸ばす「個別最適な学び」を推進するとともに、特別支援教育支援員¹³を配置するなど、特別支援教育の充実を図ります。

② 医療的ケアが必要な児童等への支援体制の整備

- 医療的ケアが必要な児童の就学にあたっては、保健・福祉部署との連携により、早期からの相談体制を構築するとともに、必要に応じて医療的ケアに対応できる看護師等の配置に努めます。

(2) 教育環境の整備

① 職員等に対する研修等の実施

- 障害のある児童生徒一人ひとりの能力に応じた教育を充実するため、特別支援教育士スーパーバイザー¹⁴を配置し、教職員の研修受講等により、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

② 学校施設のバリアフリー化の促進

- 障害のある児童生徒の障害の種別や年齢、能力等を踏まえ、学校施設の整備等に努めます。

¹² 共生社会の形成に向けて、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に教育を受けられる環境を追及するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み

¹³ 発達障害を含む障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等の学校内における日常生活動作の介助や学習生活上の支援を行う者

¹⁴ 特別支援教育士の取得者のうち、学習障害や注意欠陥多動性障害等について、研究・指導実践に優れている者や各地域で教育・支援活動の中心となっている者など、一定の条件を満たした者

障害のある人の生涯を通じた学習機会や活動機会の確保、当事者にて構成される障害者団体の活動を支援するとともに、障害の有無に関わらず、多世代参加型の事業の実施、啓発活動により、市民や地域住民の障害福祉への理解の促進、共生社会の実現を目指します。

また、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化による恵沢を享受することができるよう、視覚障害のある人等の読書環境におけるバリアフリー化を促進します。

【方向性】

- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- (4) 障害福祉に対する関心、理解の促進
- (5) 視覚障害者等の読書環境におけるバリアフリー化の促進

【基本的な施策】

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

① 地域コミュニティの形成・学習機会の提供

- 当事者にて構成される障害者団体の活動を支援するとともに、活動内容等についての周知、広報を行い、会員の増加による団体活動の活性化、障害のある人同士が集える居場所や交流の場、活動機会や学習機会の確保に努めます。
- 障害のある人同士が、お互いの障害特性を理解し、尊重し合い、生涯を通じた活発的な活動や学習、社会参加ができるよう、交流の場や機会を提供し、コミュニティの形成を促進します。
- 障害のある人と子どもを含めた多世代、地域住民が交流を通じてお互いの理解を深め、関わることの大切さを学ぶ各種事業を展開し、障害のある人の社会参加を促進するとともに、地域コミュニティの形成による共生社会の実現を目指します。

(4) 障害福祉に対する関心、理解の促進

① 出前講座等による当事者との交流事業の実施

- 市内の小・中学校を対象とした、身体障害者福祉センターによる「出前講座」や障害者団体やボランティア団体、福祉施設等にて構成する「障害者ふれあい行動デイ」による活動など、関係機関と連携し、啓発活動を行います。
- 高等学校をはじめとする教育機関やボランティア団体などと連携し、障害者団体や障害者支援施設等が実施する各種行事や活動等へのボランティア派遣等により、活動の場や機会を広げ、ボランティア活動を推進するとともに、市民の障害福祉に対する関心・理解の促進を図ります。(再掲【6-(8)-②】)

② 各種事業、啓発活動を通じた「心のバリアフリー」の推進

- 障害特性や障害福祉についての正しい知識や理解の促進、関心を深めるため、障害者団体や関係機関等と連携し、「障害者週間」をはじめとする広報・啓発活動により「心のバリアフリー」を推進します。（再掲【1-(1)-①】）
- 「世界自閉症啓発デー¹⁵」や「手話言語の国際デー¹⁶」等の啓発週間において、関係機関と連携し、市内各所のライトアップやポスターの掲示等による広報、啓発活動を行うなど、ホームページ等の多様な広報手段を活用した障害福祉に関する様々な情報発信、啓発活動を行い、障害福祉の普及促進を図ります。

(5) 視覚障害者等の読書環境におけるバリアフリー化の促進

① 視覚障害のある人等による図書館の利用に係る体制整備

- 市立図書館において、館内外への音声案内誘導設備や誘導ブロックの配置を検討するなど、視覚障害のある人が安心して円滑に利用できる図書館を目指し、施設整備を進めます。
- 録音図書や点字図書、大活字本の配架数の充実、対面朗読や拡大読書器等の支援機器の設置など、図書館における障害者サービスの充実を図るとともに、電子図書館の普及・利用促進に向けた周知を行うなど、視覚障害のある人等の読書環境におけるバリアフリー化、読書を通じた生涯学習機会の確保に努めます。

② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

- WEBアクセシビリティに配慮した電子図書館の運営、音声読み上げに対応した電子書籍・電子雑誌の更なる充実を図るなど、非来館型図書館サービスによる視覚障害のある人などの読書環境の充実に努めます。
- 「サピエ¹⁷（視覚障害者情報総合ネットワークシステム）」の周知を図るとともに、京都府図書館総合目録ネットワークの利用促進に向けた周知、広報を行うなど、府立図書館をはじめとする各市町村立図書館等との連携を図ります。
- 市立図書館において、アクセシブルな書籍¹⁸を収集した場合、サピエや京都府図書館総合目録ネットワークへの登録、北部地域による広域図書館連携を推進するなど、府立図書館や市立図書館等との相互利用を推進します。

¹⁵ 毎年、4月2日。平成17年に国連が制定。4月2日から8日までの1週間を「発達障害啓発週間」と位置づけ

¹⁶ 毎年、9月23日。平成29年に国連にて採択。また、9月最後の1週間を「国際ろう者週間」と位置づけ

¹⁷ 視覚障害のある人や視覚による表現の認識が困難な人に対して、点字やデージー（音声データ）等により、地域・生活情報等の様々な情報を提供するネットワーク

¹⁸ 視覚障害をはじめとした障害のある人等が利用しやすい書籍

③ 特定書籍¹⁹・特定電子書籍¹⁹等の製作支援

- 点字図書館や関係機関等と連携し、録音図書や点字図書の製作、製作にあたってのノウハウ等の共有などの製作支援を推進します。

④ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

- 視覚障害のある人を対象とした生活訓練事業等において、スマートフォンやパソコン等の操作研修会を開催するなど、デジタル機器の普及促進、支援による情報の通信・取得・利用等におけるアクセシビリティの向上を図ります。(再掲【3-(1)-①】)
- 日常生活用具給付事業において、デジプレーヤーや拡大読書器等の端末機器等の給付を行い、アクセシブルな書籍、電子書籍等の利用を促進し、視覚障害のある人の読書や生涯学習機会の充実を図ります。

⑤ 製作人材、図書館サービス人材の育成

- 丹後視力障害者福祉センターをはじめとした専門機関の協力、関係機関やボランティア団体等との連携のもと、講習会を開催するなど、録音図書や点字図書の普及促進、製作人材の育成、アクセシブルな書籍等への関心、普及を促進します。
- 司書や図書館職員等に対し、視覚障害のある人が使用する図書支援機器の使用方法や合理的配慮の提供等に関する研修会等を実施し、図書館における障害者サービスの充実を図ります。

¹⁹ 著作権法第37条の規定により、視覚障害のある人等のために製作される書籍（点字図書や拡大図書等）及び電子書籍（デジレー図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

企業や福祉事業所、関係機関が一体となった連携支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行、就労定着を図るとともに、障害者雇用に関する企業向け講演会の実施や情報共有により、障害者雇用の促進、障害のある人の就労を支援します。

また、福祉事業所製品販売促進協議会と連携し、福祉製品の販売を促進するとともに、障害のある人の福祉就労による賃金のアップ、社会参加を推進します。

【方向性】

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 福祉就労・経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進

【基本的な施策】

(1) 総合的な就労支援

① 就労支援体制の充実、関係機関との連携強化

- 障害者就業・生活支援センター²⁰やハローワーク等の関係機関との就労支援に関する検討会議を開催するなど、障害のある人の一般就労に向けた支援体制の充実、関係機関との連携を強化し、障害者雇用の促進を図ります。

② 福祉施設から一般就労への移行、定着に向けた支援の充実

- 雇用に基づく就労機会の提供、一般企業での就労に向けた必要な知識・能力の向上を図るための支援等を行う障害福祉サービスである「就労移行支援」や「就労継続支援」を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を支援します。
- 就労移行支援などを利用して、一般就労へ移行した障害のある人に対して、環境の変化に伴い生じる生活面の課題の解決、問題に対する相談や助言、関係機関との連絡調整など、障害のある人の一般企業における就労、職場定着を支援します。

²⁰ 障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、地域における就業面および生活面における一体的な支援を行う機関

(2) 福祉就労・経済的自立の支援

① 販売促進、優先調達等による工賃の向上

- 市内の福祉事業所にて構成する福祉事業所製品販売促進協議会と連携し、各種行事やイベントへの出店、販売会の実施など、製品の販路拡大や障害のある人の福祉就労における賃金アップ、社会参加を促進するとともに、福祉事業所の取り組みへの市民の関心、理解の促進を図ります。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、福祉事業所による提供物品等の情報周知に努めるなど、市における福祉事業所からの物品購入及び業務委託件数の拡大に取り組みます。

② 手当等による経済的支援

- 特別障害者手当や障害児福祉手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

(3) 障害者雇用の促進

① 企業を対象とした講演会や交流会の実施

- 国や府の就労支援機関等と連携し、企業を対象とした講座の開催、訪問等を行い、障害者雇用の促進を図ります。
- 職場における障害のある人への関わり方や障害特性に応じた支援方法などについて、企業や事業所間による情報交換や交流機会の場を提供し、障害者雇用の促進、働きやすい職場環境を推進します。

② 障害者雇用促進法に関する周知、広報

- 企業等の障害のある人への理解の促進、障害者トライアル雇用²¹等の雇用促進のための諸制度や助成制度、職場環境の改善の取り組み等の周知、広報を行い、雇用の促進に向けた啓発を行います。

²¹ 障害のある人を一定期間（原則3か月間）試行雇用の形で受け入れ、その間、適正や能力を見極める機会とすることにより、障害のある人の継続雇用への移行の促進を図ることを目的とした制度

9. 文化・芸術活動、スポーツ等の振興

障害のある人が身近な地域で、自分らしく豊かな日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化、スポーツ、レクリエーション活動への参加機会の拡大、多様な手段による情報提供の充実を図ります。

また、障害者団体が実施する各種事業や活動を支援するとともに、障害のある人の個性を生かした様々な活躍の場の創出・支援に努めます。

【方向性】

- (1) 文化・芸術活動への参加促進
- (2) スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

【基本的な施策】

(1) 文化・芸術活動への参加促進

- ① 障害者文化作品展、地域活動支援センター事業による創作活動の充実
 - 障害者文化作品展の開催、地域活動支援センターを中心に行われている陶芸・書道・俳句教室などによる創作活動への支援の充実を図り、障害の種別や程度、特性に応じた多様な活動機会、発表の場を確保します。
- ② 文化・芸術活動を通じた共生社会の実現
 - ヒアリンググループ²²等の設備の活用など、障害の特性に応じた利用しやすい環境整備の推進を図るとともに、さまざまな媒体、手法を活用した文化・芸術に関する情報発信の充実にも努めます。
 - 障害のある人の文化・芸術活動を通じた社会参加を推進するため、文化・福祉・教育等の各分野との連携、地域住民等との交流、障害福祉に関する理解の促進を図るとともに、障害の有無に関わらず、障害のある人とない人が相互に理解し、いきいきと活動できる共生社会の実現を目指します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

- ① 障害者スポーツ等を通じた交流機会の確保、障害に対する周知、啓発
 - 障害者団体が実施する「交流運動会」をはじめとした各種事業、京都府が開催する「障害者ふれあい広場」等における開催等への支援を行い、障害のある人のスポーツ活動、交流機会の場を提供します。

²² ループアンテナを通じて、ループアンブに接続しているマイクの音声を、補聴器や人工内耳に直接伝え、難聴や聴覚障害のある人等の聞こえを支援する設備

- 障害者団体や地域等へのスポーツ推進委員の派遣や備品等の貸出、スポーツ施設の長寿命化計画策定によるユニバーサルデザイン化を含めた安心・安全で快適な質の高いスポーツ実施環境の確保により、障害のある人のスポーツ機会の充実、障害者スポーツの普及、促進を図ります。
- 障害者スポーツやレクリエーション活動等を通じて、障害の有無や種別、特性に関わらず、地域住民が交流できる機会や場の確保、関連事業への支援を行い、障害福祉に関する理解、関心の促進を図ります。

第5章 福祉サービスの充実（第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画）

1. 計画策定の背景・趣旨

今回、新たに策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は、前章までの「障害者計画」におけるサービス等の具体的な実施計画として位置づけられ、国の基本指針に基づき、3年ごとに策定することが定められているものです。

この度、現計画が令和5年度末で期間の満了を迎えることから、新たに、国の基本指針や障害のある人のニーズに即した課題、地域において生活する上で必要となる各種サービスの需要見込みと提供体制の確保について、「第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に規定する障害福祉計画及び児童福祉法に規定する障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画の性格	サービス提供体制等の実施計画	サービス提供体制等の実施計画
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の提供体制確保に係る目標に関する事項 障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量 等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援等の提供体制確保に係る目標に関する事項 障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込量 等

3. 計画期間

「障害者計画」（令和6年度から令和11年度までの6年間）のうち、令和6年度から令和8年度までの3年間は計画期間とします。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者計画	第4期舞鶴市障害者計画					
障害福祉計画	第7期舞鶴市障害福祉計画			第8期舞鶴市障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期舞鶴市障害児福祉計画			第4期舞鶴市障害児福祉計画		

4. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行（令和5年度末まで）

【基準値】 令和2年度末の施設入所者数	【数値目標】 削減人数：毎年度2人 令和5年度末の施設入所者数	【実績】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
143人	137人	132人	131人	132人
【基準値】 令和2年度末の地域移行者数 (入所者数の6%以上を設定)	【数値目標】 令和5年度末の地域移行者数 (施設入所から移行した人数)	【実績】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
9人	8人	0人	3人	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基準値】 令和2年度末の精神病床にお ける1年以上の長期入院患者 の退院者数	【数値目標】 令和5年度末の精神病床にお ける1年以上の長期入院患者 の退院者数	【実績】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
30人	29人	17人	29人	29人
【基準値】 令和2年度末の精神障害者の 共同生活援助の利用者数	【数値目標】 令和5年度末の精神障害者の 共同生活援助の利用者数	【実績】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
20人	29人	21人	25人	25人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【主な実績】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策に向けた福祉施設との連携
- ・共同生活援助事業所の開設など住まいの確保
- ・介護福祉士資格取得のための助成金制度の拡充
- ・「国際手話デー」や「障害者週間」などの啓発事業の実施
- ・障害福祉関係イベントの開催や開催支援

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【基準値】 令和2年度の年間一般就労 移行者数	【数値目標】 各年度の年間一般就労 移行者数	【実績】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
4人	毎年度6人	4人	2人	3人
【基準値】 令和2年度の就労定着支援 事業利用者数	【数値目標】 各年度の就労定着支援 事業利用者数	【実績】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
1人	毎年度4人以上	1人	1人	0人

(5) 障害児支援の提供体制の充実・強化

【主な実績】

- ・医療的ケア児支援連携会議の開催等
- ・事業所連絡会の開催
- ・教育と福祉の連携の推進

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【主な実績】

- ・相談支援事業所連絡会の開催（毎年度6回開催）
- ・重層的支援体制整備事業の推進

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【主な実績】

- ・BCP（事業継続）計画の作成推進
- ・京都府中丹圏域障害者自立支援協議会における研修会の開催

<この3年間の障害福祉サービスを取りまく状況>

新型コロナウイルス感染症の猛威により、社会経済は大変な影響を受け、大きな生活意識の変化をもたらしました。

本市においても、国や京都府、サービス提供事業所、福祉施設等と連携しながら、感染対策に留意し、障害のある人の生活を支えてきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつあるなかで、中止していた事業やサービスも徐々に再開され、新たな共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援事業所なども開設されました。

この3年間で、障害者福祉関連法の整備が進み、令和3年6月には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施、合理的配慮の提供の義務化などが定められました（令和6年4月施行）。また、同年9月には、「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児及びその家族の支援について、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育や教育分野への拡充などの必要な施策の実施、都道府県における医療的ケア児支援センターの設置などが定められました。

令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進していくことが求められています。

また、令和4年12月に、「障害者総合支援法等」が改正され、障害のある人等の地域生活の支援体制の充実、障害のある人の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備等を柱とするなど、本福祉計画に関連のあるものが盛り込まれています（令和6年4月施行等）。

5. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の重点施策と成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害のある人が、それぞれの地域で障害特性にあったサービスを受ける中で、安心して暮らすことができるよう支援していきます。

【成果目標】

- ・施設入所から地域生活への移行者数：7人
- ・施設入所者の削減人数：6人

【主な取り組み】

- ・障害福祉サービスの充実
- ・教育機関、介護福祉士養成学校等との連携等による介護人材の確保
- ・障害福祉に関する啓発・理解の促進

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として、自分らしい暮らしをすることができるよう、地域の助け合いや医療、福祉、就労などが包括的に確保されるよう体制整備を図ります。

【成果目標】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数：毎年度 6回
- ・精神障害者の共同生活援助の利用者数：令和8年度末 28人

【主な取り組み】

- ・地域の医療・介護の資源の把握と連携
- ・自立支援医療（精神通院）などの制度の利用の円滑化
- ・交通事業者等の協力による移動支援

(3) 地域生活支援拠点¹等が有する機能の充実

障害のある人もない人も、互いに、地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

また、強度行動障害のある人等の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

【成果目標】

- ・地域生活支援拠点の機能の年1回以上運用状況を検証及び検討

【主な取り組み】

- ・障害とくらしのネットワーク会議の開催
- ・災害時の要援護者個別支援計画の作成率の向上、更新
- ・地域住民を対象とした障害特性に応じたコミュニケーション手段の獲得支援
- ・強度行動障害²のある人のニーズの把握や支援策の検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人が希望する仕事に就いて、継続して働くことができるよう障害のある人、企業や事業所への支援を両面から進めていきます。

【成果目標】

- ・一般就労への移行者数：毎年度 6人
- ・就労定着支援事業利用者：毎年度 4人以上

【主な取り組み】

- ・就労支援ネットワーク会議の開催
- ・企業等への“障害特性”についての出前講座等の開催
- ・就職を希望する障害のある人への就労準備支援の更なる充実（職業体験など）

(5) 障害児支援の提供体制の充実・強化

乳幼児期から学校卒業までスムーズに移行し、一貫した支援ができるようサービス提供体制の整備を強化し、障害児支援の充実に努めます。

【成果目標】

すべてのこどもが健やかに成長していくため、障害のあるこども及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業までの時期に一貫した支援ができる体制を強化・充実

【主な取り組み】

- ・「こども家庭センター」における重症心身障害児や医療的ケア児を含む障害児の包括的な支援体制の充実
- ・こども発達支援施設、乳幼児教育センター、保健センターなどの発達支援に係る関係機関の連携による地域療育支援体制の構築
- ・難聴児の早期発見から療育・福祉サービスへの切れ目のない支援体制の構築

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人が自立した生活を営むために、サービスの提供だけでなく、当事者が抱える課題やニーズを把握するとともに、適切なサービスにつながるよう相談支援体制の構築に努めます。

【成果目標】

障害のある人の自立した生活に向けた、総合的な相談支援体制の整備

【主な取り組み】

- ・基幹相談支援センター³の整備・充実
- ・重層的支援体制による他分野との連携促進、包括的な支援体制の構築
- ・計画相談支援事業所の開設の促進や相談支援専門員の育成支援

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービスや障害児通所サービス等の質の向上を図ります。

【成果目標】

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

【主な取り組み】

- ・介護福祉士資格取得講習や介護職員初任者研修等の受講料に対する助成金の支給
- ・介護ロボットなどAI技術などを活用した働きやすい職場環境の整備促進
- ・行動障害のある人、医療的ケアの必要な人等への支援に係る研修の促進

●地域生活支援拠点¹とは

- ①相談機能 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提供
④専門性の確保 ⑤地域の体制づくり の5つの機能を持つ拠点をいう。

●強度行動障害²とは

自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、通常では考えられない頻度で出現し、現在の生活環境では、著しく処遇の困難な状態（行動障害児者研究会、1989）を意味する行政用語。

●基幹相談支援センター³とは

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組み、権利擁護や虐待の防止に取り組む機関をいう。

6. 障害福祉サービスの現状・今後の方策

令和3年度から5年度の数値については、前期計画の見込量と実績を併記しています。

- ・各サービスの数値は、年度末3月時点の数値を基準としています。
- ・計画相談、地域移行支援・地域定着支援は、1年間の平均数値を基準としています。

各種サービスの見込み量については、新型コロナウイルス感染症の影響を脱出し、回復傾向にあること、また、障害者手帳の所持者数の人口比の割合が伸びていること等から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の実績に近づけるよう算出しています。

(1) 自立支援給付サービス

①相談支援等の充実

(ア) 計画相談

障害のある人の状況に応じて個々にサービス等利用計画を作成し、関係機関との連携により、必要な計画の見直し等を行います。

障害福祉サービス全体の利用者が伸びたことにより、サービス利用計画の作成件数も増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や相談支援員の不足等もあり、実績は見込量を下回りましたが、見込量については、新規利用者の増加を見込み、算出しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	175 人分	181 人分	187 人分		170 人分	172 人分	174 人分
実績	164 人分	168 人分	169 人分				

※人分=月間の利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
ケア・オフィス夢咲	社会福祉法人成光苑
地域生活支援センターみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福祉会
舞鶴市障害者生活支援センター	社会福祉法人京都太陽の園
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会
みらいコンパスまいづる	社会医療法人社団正峰会
相談支援事業所もくもくハウス	一般社団法人もくもく

(イ) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、施設入所者の退所による地域移行や精神科病院に入院している障害のある人の退院時に、地域における生活に移行するための相談など、集中的な相談支援を行うものです。

また、地域定着支援は、移行後の生活において、単身で生活する障害のある人に対し、障害特性に起因して生じた緊急の事態に対応する等の相談支援を行うものです。

市外の病院で長期入院のケースがあり、市内病院では実績がありません。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	1人分	1人分	1人分			
実績	0人分	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分

※人分＝月間の利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
舞鶴市障害者生活支援センター	社会福祉法人京都太陽の園
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福社会
地域生活支援センターみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
ケア・オフィス夢咲	社会福祉法人成光苑

②訪問系サービスの充実

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、派遣を中止したり、派遣時間を必要最小限に整理したりして対応することが多くありました。

今後の社会状況をみながら、新型コロナウイルス感染症の影響前の利用状況に近づけるよう供給量の確保に努めます。

	R3年度	R4年度	R5年度
見込	2,160 時間分 108 人分	2,160 時間分 108 人分	2,160 時間分 108 人分
実績	1,491 時間分 103 人分	1,542 時間分 116 人分	1,539 時間分 116 人分

⇒

見込量		
R6年度	R7年度	R8年度
1,740 時間分 116 人分	1,755 時間分 117 人分	1,770 時間分 118 人分

※時間分＝月間のサービス提供時間

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
ヘルパーステーションこひつじの苑舞鶴	社会福祉法人京都太陽の園
（福）舞鶴市社会福祉協議会	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
ヘルパーステーション真愛	社会福祉法人真愛の家
ホームヘルプまいづる	社会福祉法人まいづる福祉会
ニチイケアセンター舞鶴	株式会社ニチイ学館
ケア・オフィス舞夢	社会福祉法人成光苑
ホームヘルプみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
ケア・オフィス夢咲	社会福祉法人成光苑

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者に、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

事業所職員の長時間の確保やサービス報酬の低さなどの課題等がありますが、共同生活援助を利用されている重度の障害のある人等の外出機会の確保が重要です。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	12 時間分 1 人分	12 時間分 1 人分	12 時間分 1 人分		45 時間分 3 人分	45 時間分 3 人分	45 時間分 3 人分
実績	45 時間分 3 人分	31 時間分 4 人分	7 時間分 1 人分				

※時間分＝月間のサービス提供時間

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
ヘルパーステーションこひつじの苑舞鶴	社会福祉法人京都太陽の園
(福)舞鶴市社会福祉協議会	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
ヘルパーステーション真愛	社会福祉法人真愛の家
ホームヘルプまいづる	社会福祉法人まいづる福祉会
ニチイケアセンター舞鶴	株式会社ニチイ学館
ケア・オフィス舞夢	社会福祉法人成光苑
ホームヘルプみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
ケア・オフィス夢咲	社会福祉法人成光苑

(ウ) 同行援護

移動に著しい困難がある視覚に障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、派遣を中止したり、派遣時間を必要最小限に整理したりして対応することが多くありました。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	1,041 時間分 32 人分	1,041 時間分 32 人分	1,041 時間分 32 人分		800 時間分 32 人分	800 時間分 32 人分	800 時間分 32 人分
実績	578 時間分 32 人分	702 時間分 28 人分	592 時間分 26 人分				

※時間分＝月間のサービス提供時間

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
ひまわり	社会福祉法人京都太陽の園
(株)メタルエッグ介護事業部あっぷる	株式会社メタルエッグ

(エ) 行動援護

行動上に著しい困難がある知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じる危険を回避するため、必要な援護や外出の際の移動支援等を行います。

現状では、市内にサービス提供事業所はありませんが、他のサービスを利用することで対応しているため、サービス見込量は算出していませんが、重度の障害のある人等の外出機会の確保が重要です。

(オ) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に、居宅介護その他の包括的な支援を行います。

現状では、市内にサービス提供事業所はありませんが、他のサービスを利用することで対応しているため、サービス見込量は算出していません。

③日中活動系サービスの充実

(ア) 生活介護

施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。

市内に12事業所が開設され、入浴から創作活動、生産活動まで、さまざまな取り組みを実施されています。

利用日数については、新型コロナウイルス感染症の影響、利用者個々の状況等に左右されますが、利用日数、利用人数ともに、ほぼ見込み通り推移しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	5,685 人日分 343 人分	5,817 人日分 349 人分	5,949 人日分 355 人分		5,680 人日分 355 人分	5,840 人日分 365 人分	5,968 人日分 373 人分
実績	5,680 人日分 332 人分	5,978 人日分 368 人分	5,464 人日分 351 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
障害者支援施設みずなぎ学園 ※入所支援と併用	社会福祉法人みずなぎ学園
障害者支援施設こひつじの苑舞鶴	社会福祉法人京都太陽の園
生活介護「ぼーれぼーれ」	社会福祉法人京都太陽の園
まいづる作業所	社会福祉法人まいづる福祉会
みずなぎ鹿原学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みずなぎ高野学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みずなぎ丸田学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みのりvillage	有限会社サンキ
ほっこりステーション	一般社団法人ほっこり
まぐらゆるり	社会福祉法人まいづる福祉会
デイ・サービス夢咲	社会福祉法人成光苑
生活介護もくよう海	一般社団法人もくもく

(イ) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人等を対象として、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、身体機能等の向上のために必要な訓練を行います。

新型コロナウイルス感染症の状況や利用希望者が少ないこと等から、日数、人員ともに、見込みより減少しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量			
				R6年度	R7年度	R8年度	
見込	60 人日分 20 人分	60 人日分 20 人分	60 人日分 20 人分	⇒	42 人日分 12 人分	42 人日分 12 人分	42 人日分 12 人分
実績	43 人日分 11 人分	49 人日分 13 人分	33 人日分 13 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
舞鶴市身体障害者福祉センター	社会福祉法人京都太陽の園

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう生活機能等の向上のために必要な訓練を行います。

市外の事業所に入所しながら、通所している人がいますが、自立訓練の利用期間があらかじめ定められているため、今後、サービスの終了を見込んでいます。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量			
				R6年度	R7年度	R8年度	
見込	44 人日分 2 人分	22 人日分 1 人分	0 人日分 0 人分	⇒	22 人日分 1 人分	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分
実績	23 人日分 1 人分	23 人日分 1 人分	22 人日分 1 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

(工) 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。

市内に事業所が2か所ありますが、作業内容や利用者のニーズの違いなどにより利用人員は伸びていません。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	95 人日分 5 人分	95 人日分 5 人分	76 人日分 4 人分		22 人日分 1 人分	22 人日分 1 人分	22 人日分 1 人分
実績	3 人日分 1 人分	25 人日分 3 人分	22 人日分 1 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
みずなぎ高野学園	社会福祉法人みずなぎ学園
ウェルポート虹	株式会社ウェルアグリ

(才) 就労継続支援（A型）

事業所に雇用された障害のある人に就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を行います。

市内に4事業所が開設し、作業や清掃、調理補助や農作業など、様々な仕事に障害のある人が取り組まれています。事業所内の取り組みだけでなく、外出して就労等を行う施設外支援の利用形態も増えてきています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	702 人日分 39 人分	702 人日分 39 人分	702 人日分 39 人分		864 人日分 48 人分	900 人日分 50 人分	936 人日分 52 人分
実績	545 人日分 28 人分	821 人日分 41 人分	852 人日分 46 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
ワークショップほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福祉会
ファクトリーミズキ	社会福祉法人みずなぎ学園
ナイン舞鶴	株式会社 NINE
あまて	株式会社あまて

(力) 就労継続支援（B型）

就労機会の提供、就労に必要な知識や能力向上を図るための訓練を行います。

市内には10事業所が開設し、軽作業から、パンやお菓子作り、喫茶やレストランなど、それぞれの特色を生かしたさまざまな取り組みが実施されています。

見込量については、支援学校の卒業生の利用などを見込み、算出しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	4,556 人日分 250 人分	4,688 人日分 256 人分	4,842 人日分 263 人分		4,752 人日分 264 人分	4,932 人日分 274 人分	5,076 人日分 282 人分
実績	4,622 人日分 254 人分	4,681 人日分 251 人分	4,445 人日分 260 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
就労支援「ぽーれぽーれ」	社会福祉法人京都太陽の園
まいづる作業所	社会福祉法人まいづる福祉会
ワークショップほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福祉会
みずなぎ鹿原学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みずなぎ高野学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みずなぎ丸田学園	社会福祉法人みずなぎ学園
ウェルポート虹	株式会社ウェルアグリ
みのり village	有限会社サンキ
ほっこりステーション	一般社団法人ほっこり
ワークショップ BONO	社会福祉法人まいづる福祉会

(キ) 就労定着支援

就労移行支援事業所等から一般就労へ移行し、就職後、6か月を経過した障害のある人に対して、環境の変化による生活面での課題解決や連絡調整、指導や助言等の支援を行います。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	1人分	6人分	6人分			
実績	2人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分

※人分=月間の利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
ウェルポート虹	株式会社ウェルアグリ

(ク) 療養介護

医療が必要な障害のある人に、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を提供します。

支給決定対象、利用希望者が医療的ケアの必要な方や重症心身障害の方などであること等を考慮し、サービス見込み量を算出しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	17人分	17人分	17人分			
実績	16人分	16人分	16人分	16人分	17人分	17人分

※人分=月間の利用人数

(ケ) 短期入所（福祉型）

介護者の病気等によって短期間の入所が必要な障害のある人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

市内では、6事業所が開設され、サービスの提供を行っています。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	323 人日分 37 人分	323 人日分 37 人分	323 人日分 37 人分	⇒	398 人日分 46 人分	398 人日分 46 人分
実績	92 人日分 10 人分	291 人日分 31 人分	250 人日分 35 人分			

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

※実績及び見込量については、障害児も含む

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
こひつじの苑舞鶴 短期入所事業	社会福祉法人京都太陽の園
障害者支援施設みずなぎ学園	社会福祉法人みずなぎ学園
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会
ショートステイまいづる	社会福祉法人まいづる福祉会
グループホームみずなぎ朝来	社会福祉法人みずなぎ学園
グループホーム夢咲 短期入所	社会福祉法人成光苑

(コ) 短期入所（医療型）

介護者の病気等によって、短期間の入所が必要な遷延性意識障害や重症心身障害のある人に対して、施設での入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	17 人日分 5 人分	17 人日分 5 人分	17 人日分 5 人分	⇒	10 人日分 5 人分	10 人日分 5 人分
実績	4 人日分 2 人分	7 人日分 5 人分	10 人日分 5 人分			

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会

④居住系サービスの充実

(ア) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障害のある人に対し、一定期間、定期的な居宅の訪問や随時の対応により、生活上の必要な助言や関係機関との連絡調整等を行います。

現状、事業所が確保できず、他のサービスで対応していますが、サービスを提供できるよう事業所等と連携していきます。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	1人分	1人分	1人分		1人分	1人分	1人分
実績	0人分	0人分	0人分				

※人分＝月間の利用人数

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を営む住居において、相談や日常生活の援助、介護等を行います。市内に9事業所が開設しており、障害のある人が入居しています。入居者は、日中、就労や通所サービスに通ったり、施設内で介護を受けたりしています。

見込量については、新たに開設される事業所の利用者数を見込み、算出しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	107人分	115人分	115人分		114人分	119人分	126人分
実績	86人分	95人分	100人分				

※人分＝月間の利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
グループホームいぶき	社会福祉法人みずなぎ学園
グループホームまいづる	社会福祉法人まいづる福祉会
グループホーム溝尻	医療法人医誠会
ハウオリ	株式会社 NINE
グループホームみずなぎ朝来	社会福祉法人みずなぎ学園
グループホームこひつじの苑舞鶴	社会福祉法人京都太陽の園
グループホーム夢咲	社会福祉法人成光苑
さくらテラス	株式会社ウェルアグリ
わおん事業所舞鶴	株式会社 Brilliant

(ウ) 施設入所支援

施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

市内に、事業所が2か所あります。在宅生活が困難な障害のある人のために、引き続き、サービスの提供に努めます。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	144人分	140人分	138人分				
実績	130人分	124人分	125人分		125人分	125人分	125人分

※人分=月間の利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
障害者支援施設みずなぎ学園	社会福祉法人みずなぎ学園
障害者支援施設こひつじの苑舞鶴	社会福祉法人京都太陽の園

(2) 障害児サービス

①障害児通所支援、障害児相談支援の充実

(ア) 児童発達支援

就学前の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自分の力で生活するために必要な知識や技能の習得、または集団生活への適応のための訓練を行います。

発達に課題を抱える児童の早期発見の体制構築が進み、専門的な療育を必要とする児童が増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、見込みを下回る利用になっています。市内には、医療的ケア児や重症心身障害児対応の児童発達支援事業所もあり、供給体制は一定整備されています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	436 人日分 109 人分	448 人日分 112 人分	460 人日分 115 人分		436 人日分 109 人分	448 人日分 112 人分	460 人日分 115 人分
実績	173 人日分 73 人分	256 人日分 79 人分	311 人日分 75 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会

(イ) 放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童が、授業終了後または休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を行います。

特別支援学校や地域の小・中学校の支援学級に通う児童・生徒の増加や共働き世帯の増加に伴い、放課後等デイサービスの利用児童数は、年々増加しています。

現在、市内法人で新たな開設の予定はありませんが、今後は、受け入れ事業所の整備が必要です。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	1,450 人日分 130 人分	1,450 人日分 130 人分	1,450 人日分 130 人分		1,650 人日分 200 人分	1,650 人日分 200 人分	1,650 人日分 200 人分
実績	1,150 人日分 153 人分	1,451 人日分 177 人分	1,667 人日分 201 人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会
放課後等デイサービスあいあい	株式会社あいあい
どんぐりひろば	社会福祉法人大樹会
もくもくハウス	一般社団法人もくもく
もくもくケア	一般社団法人もくもく
にこにこ	社会福祉法人大樹会
ひだまり	社会福祉法人大樹会
みらいポケットまいづる	社会医療法人社団正峰会
ぐるんぱ	合同会社ゆめともか

(ウ) 保育所等訪問支援

障害のある児童が、認定こども園や保育所、幼稚園、学校等での集団生活に適應できるように事業所の支援員が訪問し、専門的な支援などを行います。

現在、2事業所で実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実績は減少しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	17人日分 15人分	17人日分 15人分	17人日分 15人分		17人日分 15人分	17人日分 15人分	17人日分 15人分
実績	11人日分 11人分	11人日分 10人分	17人日分 16人分				

※人日分＝月間の利用日数で算出されるサービス量

※下段の人分＝利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会

(エ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童に医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

現状では、市内にサービス提供事業所はありませんが、他のサービスを利用することで対応しているため、サービス見込量は算出していません。

(オ) 障害児相談支援

障害児通所サービスまたは障害福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業所との連絡調整等を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しやサービス事業所との連絡調整を行います。

相談支援事業所の休止により、令和 5 年からセルフプラン方式を導入しています。引き続き、相談支援専門員や相談支援事業所の確保に努めると同時に、持続可能な相談支援体制について、今後、検討していく必要があります。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	44 人分	46 人分	48 人分	⇒	45 人分	45 人分
実績	42 人分	44 人分	45 人分		45 人分	45 人分

※人分=月間の利用人数

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会
みらいコンパスまいづる	社会医療法人社団正峰会
相談支援事業所もくもくハウス	一般社団法人もくもく
舞鶴市障害者生活支援センター	社会福祉法人京都太陽の園
地域生活支援センターみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

(カ) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能習得等の支援を実施します。市内にサービス提供事業所がないため、サービス見込み量は算出していません。

(キ) 医療的ケア児等に対する支援

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）やその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。（①②は、年間延べ利用人数を算出しています。）

①医療的ケア児居宅等支援事業（レスパイト支援）

人工呼吸器を装着している医療的ケア児の居宅等に看護師を派遣し、家族のレスパイトやきょうだいの支援を図ります。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	—	—	—	⇒	20人	20人
実績	13人	9人	10人		20人	20人

②医療的ケア児等コーディネーター配置事業

京都府が実施する養成研修を修了した医療的ケア児等コーディネーターを障害児福祉事業所に配置し、医療的ケア児等とその家族に対し、必要なサービスの調整、各種制度やサービスの情報提供を行います。医療的ケア児等コーディネーターが、対応した人数を記載しています。

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	—	—	—	⇒	8人	9人
実績	—	—	4人		9人	10人

(ク) 発達障害児支援事業（にじいろ個別支援システム）

発達等に支援が必要なこどもの早期発見・支援を目的に、教育・福祉・医療等の専門スタッフが、認定こども園等を巡回し、対象児童への支援方法について、助言を行います。（年間延べ利用人数を算出しています。）

	R3年度	R4年度	R5年度	見込量		
				R6年度	R7年度	R8年度
見込	—	—	—	⇒	225人	225人
実績	233人	243人	226人		225人	225人

(3) 補装具費給付事業

障害のある人等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入や修理に係る費用について、京都府家庭支援総合センターの判定等に基づき支給します。

引き続き、京都府家庭支援総合センターや補装具取り扱い事業者等と連携し、障害者総合支援法に基づき、適切なサービスの提供に努めます。(年間延べ給付件数を算出しています。)

主な補装具…義手・義足・短下肢装具・座位保持装置・視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車いす・電動車いす・歩行器

(件数)

	給付実績			⇒	見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度		R6年度	R7年度	R8年度
計	244	219	201		220	220	220
義肢	8	6	3		5	5	5
装具	87	82	80		83	83	83
座位保持装置	10	13	8		11	11	11
視覚障害者 安全つえ	7	6	4		6	6	6
義眼	1	3	1		2	2	2
眼鏡	5	4	6		5	5	5
補聴器	50	56	55		53	53	53
車いす	62	32	33		42	42	42
電動車いす	6	7	6		6	6	6
歩行補助つえ等	6	9	2		4	4	4
その他	2	1	3		3	3	3

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法による地域生活支援事業は、市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害のある人等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(ア) 障害者相談支援事業

①障害者相談支援センターの設置

障害者相談支援センターは、専門職員を配置し、障害のある人や家族等を対象とする相談支援事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的にサポートする事業です。

現在の障害者相談支援センターを基幹相談支援センターに移行する等を検討するとともに、効果的・効率的な運営のために、市との定例会議等を通じて、基幹相談支援センターの活動状況の把握と評価を行い、相談支援体制をさらに充実させていきます。

【障害者相談支援センター】

事業所名	運営主体
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福祉会
地域生活支援センターみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
舞鶴市障害者生活支援センター	社会福祉法人京都太陽の園
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

②身体・知的障害者相談員の設置

障害のある当事者やその保護者が自身の経験等を活かし、障害のある人やその家族などの相談に対応し、地域における生活を支援する事業です。

相談員と連携を密に図り、障害のある人の地域生活を支えています。

- ・身体障害者相談員10人（令和5年度時点）
- ・知的障害者相談員 4人（ // ）

(イ) 権利擁護の推進

①舞鶴市成年後見支援センター事業

成年後見制度は、知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が充分でない人の権利を守るため、財産管理や契約行為等を本人に代わって後見人等が行うものです。

本市では、成年後見制度の利用促進を目的として、平成29年度に社会福祉協議会に舞鶴市成年後見支援センターを設置しました。

今後も、地域において、権利擁護に関する支援の必要な人が、成年後見制度を利用できるよう地域の連携ネットワークづくり等に努めます。また、従来の地域・医療・保健・福祉の連携にとどまらず、司法も含めた連携・対応強化の推進役として支援体制の充実を図ります。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族による申立てが難しい場合等は、市長が申立者となり、後見等開始の審判の申立てを行います。

身寄りのない人や家族関係の希薄化、虐待などにより、市長申立ての必要性は高くなっています。また、本人等の財産状況から、報酬費用の助成件数の微増が見込まれるため、援助体制の更なる充実に努めます。

	R3年度	R4年度	R5年度		見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	1件	1件	1件	⇒			
実績	0件	0件	1件		2件	3件	3件

(ウ) 理解促進研修・啓発事業

地域社会の住民に対して、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。

市内の社会福祉法人や障害福祉事業所の実施するイベントや身体障害者福祉センターの実施する「出前講座」などにおいて、障害特性についての理解促進や障害者施設の紹介等を行っています。また、「障害者ふれあい行動デイ」による活動として、障害福祉への理解・促進に向けた啓発等の活動を実施しています。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、障害のある人や障害福祉についての理解促進、啓発事業を継続して実施していきます。

(エ) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

障害者団体が主催する運動会や功労表彰などの各種事業、取り組みを支援しています。引き続き、関係機関と連携を図りながら、引き続き支援していきます。

(才) 意思疎通支援事業

聴覚や視覚、発達、重度の身体等の障害による意思疎通が困難な障害のある人に、手話通訳や要約筆記などの方法を使い、その他の者との意思疎通を図る事業です。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響や利用対象者の高齢化に伴い、件数が伸び悩んでいます。

令和 4 年に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたこと等により、今後、会議や講演会などで必要とされる機会が増えることが予測されます。

今後も、サービス提供体制の整備に努めていきます。また、サービスの質の向上を図るため、現任者への研修についてもあわせて進めていきます。(手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、年間延べ派遣時間を算出しています。)

	前期計画			⇒	見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度		R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者 設置事業 (設置者数)	2人	2人	2人		2人	2人	2人
	2人	2人	2人				
手話通訳者 派遣事業 (時間)	1,053 時間	1,164 時間	1,275 時間		900 時間	1,000 時間	1,050 時間
	864 時間	698 時間	868 時間				
要約筆記者 派遣事業 (時間)	850 時間	1,062 時間	1,275 時間		1,000 時間	1,050 時間	1,100 時間
	384 時間	636 時間	984 時間				

(上段：見込 下段：実績)

(カ) 奉仕員養成事業

聴覚障害や視覚障害のある人の社会参加や交流活動を支援するため、手話や要約筆記、点訳（点字の読み書き）などの技術の習得、また、障害特性等に対する理解の促進を目的に実施している事業です。

手話奉仕員（基礎課程）の養成事業は、北部3市（綾部市・福知山市・舞鶴市）で、合同実施しています。なお、養成講座の会場は、順番に3市で持ち回り、開催しています。

	前期計画			⇒	見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度		R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員 入門課程 (修了者)	17人	17人	17人		20人	20人	20人
手話奉仕員 基礎課程 (修了者)	10人	10人	10人		10人	10人	15人
点訳奉仕員 初級講座 (修了者)	—	—	—		7人	7人	7人
要約筆記 奉仕員 (修了者)	11人	4人	4人		5人	5人	5人

(上段：見込 下段：実績)

(キ) 日常生活用具給付事業

重度の身体障害のある人や知的障害のある人などに対して、日常生活の便宜を図るため、必要な用具を給付する制度です。

障害の程度や部位などにより、給付が受けられる用具等が異なります。

対象用具の耐用年数や利用希望などにより用具種別の実績は様々ですが、概ね減少傾向にあります。

人工呼吸器が必要である医療的ケア児者への非常用電源の給付や人工内耳の充電器の給付など、障害のある人のニーズ、福祉機器の改良にあわせた品目の追加、他制度との整合性を図るため、補助上限額の見直し等を行ってきました。

今後も、医療の進歩、福祉用具の開発や普遍化などにあわせ、品目の追加や上限額の見直しなどを行い、障害のある人の日常生活を支援していきます。(年間延べ給付件数を算出しています。)

	前期計画			⇒	見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度		R6年度	R7年度	R8年度
日常生活用具 給付事業	2,380件	2,381件	2,381件		2,397件	2,397件	2,397件
	2,276件	2,131件	2,372件				
①介護・訓練 支援用具	8件	9件	9件		4件	4件	4件
	5件	3件	3件				
②自立生活 支援用具	10件	10件	10件		12件	12件	12件
	11件	11件	6件				
③在宅療養 支援用具	18件	18件	18件		14件	14件	14件
	14件	15件	8件				
④情報・意思疎 通支援用具	21件	21件	21件		15件	15件	15件
	13件	17件	9件				
⑤排泄管理 支援用具	2,320件	2,320件	2,320件		2,350件	2,350件	2,350件
	2,233件	2,083件	2,345件				
⑥居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	3件	3件	3件		2件	2件	2件
	0件	2件	1件				

(上段：見込 下段：実績)

(ク) 移動支援事業

障害者団体などの活動のための車両移送支援や社会生活上必要な屋外での移動が一人では困難な人に対する自立支援のための外出支援事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響や人材確保の課題等がありましたが、利用時間及び利用者数は、回復していく見込みです。

	前期計画			⇒	見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度		R6年度	R7年度	R8年度
延べ 利用時間	753 時間	753 時間	753 時間		600 時間	620 時間	640 時間
	368 時間	512 時間	528 時間				
延べ 利用者数	752 人	752 人	752 人		600 人	620 人	640 人
	97 人	426 人	510 人				

(上段：見込 下段：実績)

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福祉会
地域生活支援センターみずなぎ	社会福祉法人みずなぎ学園
舞鶴市障害者生活支援センター	社会福祉法人京都太陽の園
ヘルパーステーションこひつじの苑舞鶴	社会福祉法人京都太陽の園
(福)舞鶴市社会福祉協議会	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会

(ケ) 地域活動支援センター機能強化事業

地域で生活する障害のある人の日中活動として、創作的活動や交流促進等を図るための事業です。市内に、3か所あり、陶芸や絵画教室、手芸などの創作活動をはじめ、手話や読話などの聴覚障害のある人に対する社会生活訓練や精神障害のある人同士の交流を図る事業などさまざまな取り組みを行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、閉鎖した期間もありましたが、利用回数は回復していく見込みです。(令和6年度以降の利用見込み数については、年間延べ利用者数を算出しています。)

	前期計画			⇒	見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度		R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数 (延利用者数)	190 人	190 人	190 人		3,100 人	3,100 人	3,100 人
	205 人 (2,796 人)	187 人 (3,038 人)	201 人 (3,000 人)				
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所		3 か所	3 か所	3 か所
	3 か所	3 か所	3 か所				

(上段：見込 下段：実績)

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	社会福祉法人まいづる福祉会
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
舞鶴市障害者生活支援センター	社会福祉法人京都太陽の園

(コ) 日中一時支援事業

家庭で監護を行う人がいないなどの理由から、一時的な見守りが必要な障害のある人を日中、障害者支援施設などで預かり、活動の場の提供や見守りを行います。（年間延べ利用人数を算出しています。）

	R3年度	R4年度	R5年度	⇒	見込量		
					R6年度	R7年度	R8年度
見込	—	—	—				
実績	4,692 人分	3,955 人分	2,000 人分		4,300 人分	4,400 人分	4,400 人分

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
障害者支援施設みずなぎ学園	社会福祉法人みずなぎ学園
まいづる作業所	社会福祉法人まいづる福祉会
みずなぎ鹿原学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みずなぎ高野学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みずなぎ丸田学園	社会福祉法人みずなぎ学園
みのりvillage	有限会社サンキ
ほっこりステーション	一般社団法人ほっこり
生活介護もくよう海	一般社団法人もくもく

(サ) 心身障害者訪問入浴サービス事業

外出が困難な身体障害のある人に、訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の保清、心身機能の維持などを図ります。

市内に2か所ある事業所で、身体障害のある人が訪問入浴サービスを利用しています。対象者の要件が決まっているため、大幅な利用者の増加は見込んでいません。（年間延べ利用人数を算出しています。）

	R3年度	R4年度	R5年度
見込	—	—	—
実績	379人分	355人分	364人分

⇒

見込量		
R6年度	R7年度	R8年度
408人分	408人分	408人分

【供給体制（事業所一覧）】

事業所名	運営主体
アサヒサンクリーン舞鶴営業所	株式会社アサヒサンクリーン
(株)メタルエッグ介護事業部あっぷる	株式会社メタルエッグ

(シ) 自動車改造助成事業

就労等に伴い、自ら所有し、運転するための自動車の操向装置及び駆動装置を改造する必要がある障害のある人に対して、改造に要した費用を助成します。

	R3年度	R4年度	R5年度
見込	—	—	—
実績	1件	1件	3件

⇒

見込量		
R6年度	R7年度	R8年度
1件	1件	1件

(ス) 自動車運転免許取得教習費助成事業

第1種普通自動車免許を取得した障害のある人に対し、免許取得に要した教習費用を助成します。

	R3年度	R4年度	R5年度
見込	—	—	—
実績	1件	1件	0件

⇒

見込量		
R6年度	R7年度	R8年度
1件	1件	1件

第6章 計画の推進・管理体制

1. 計画の推進体制

(1) 舞鶴市障害者施策推進協議会等との連携

各年度において開催する「舞鶴市障害者施策推進協議会」や「舞鶴市障害とくらしのネットワーク会議」において、計画に掲げた基本方針や施策の推進、適切なサービス等の提供、数値目標の達成に向けた課題や施策の検討等を行い、計画的な推進を図ります。

(2) 関係部門、関係機関との連携

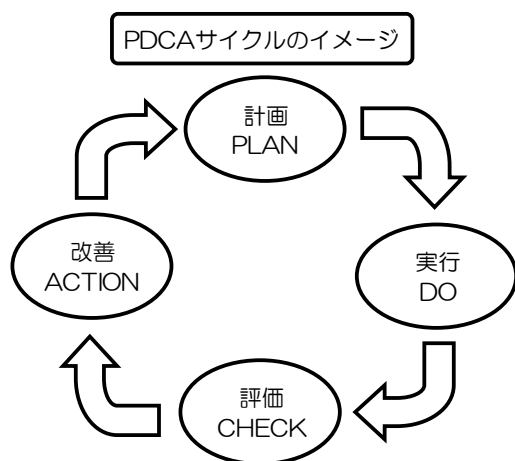
本計画に基づき推進する各障害福祉施策については、障害福祉をはじめとした福祉分野にとどまらず、保健・医療・子ども・子育て・雇用・人権・男女共同参画等の多岐に渡るため、庁内の関係部門との相互連携を図りながら、各種施策の推進に取り組みます。

また、就業・生活支援センターやハローワーク、支援学校等の国や京都府の機関及び障害者団体やボランティア団体、民生児童委員等と連携するとともに、府北部圏域の市町村等とも連携を図りながら、円滑な施策の推進に努めます。

2. 計画の進捗管理と評価、情報の発信

(1) 計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理、評価については、計画に基づく障害福祉施策を効果的・効率的に推進するため、「舞鶴市障害者施策推進協議会」をはじめ、各関係機関からの意見を反映するなど、「PDCAサイクル」に基づく進捗管理と評価に努めます。



計 画	現状と課題、将来の予測などをもとに計画を作成する。
実 行	計画に基づき、施策や事業などを実施する。
評 価	実施した施策や事業の内容・結果を把握・分析し、考察する。
改 善	評価結果や考察から、施策や事業の改善、計画の見直しなどを行う。

(2) 情報の発信

障害福祉サービスや各種支援制度など、障害のある人に向けた周知とあわせ、広報誌やホームページ等の多様な広報手段の活用、出前講座をはじめとした啓発事業を通じて、情報の発信、広報・啓発活動に努め、本計画に掲げる基本理念、障害福祉に対する市民の理解、関心の更なる促進を図ります。

第7章 資料編

1. 計画策定の体制・経過

本計画は、障害のある人の暮らしに密接に関わる市内の事業所や関係機関等で構成する「舞鶴市障害とくらしのネットワーク会議」において、計画原案の作成作業を行うとともに、舞鶴市障害者施策推進協議会条例に基づき、設置された「舞鶴市障害者施策推進協議会」にて策定したものです。

また、計画策定にあたっては、現状や課題等を把握するため、当事者へのアンケート調査の実施や障害福祉サービス提供事業所へのヒアリング調査を実施しました。

(1) 舞鶴市障害者施策推進協議会

【委員名簿】

No.	氏名		団体名等
1	会長	峰島 厚	学識経験者（元立命館大学社会学部教授）
2	副会長	森下 仁博	舞鶴市民生児童委員連盟 会長
3	委員	黒田 友基	一般社団法人舞鶴医師会 理事
4		高井 経之	京都府舞鶴歯科医師会 副会長
5		山内 亨	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会 事務局長
6		品田 正明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問
7		奥雲 由美子	特定非営利活動法人まいづるネットワークの会 副理事長
8		田中 國雄	舞鶴市ボランティアセンター 運営委員長
9		清本 隆行	舞鶴市身体障害者団体連合会 会長
10		市村 由希子	京都府聴覚障害者協会舞鶴支部 支部長
11		山内 美菜子	舞鶴市障害児者育成会 会長
12		鈴木 令子	社会福祉法人みずなぎ学園 園長
13		北村 有史	社会福祉法人まいづる福祉会 法人事務局長
14		磯野 ゆかり	障害者支援施設「こひつじの苑舞鶴」施設長
15		桐田 徹	舞鶴公共職業安定所 所長
16		公文 一徳	舞鶴商工会議所 常議員（京都北都信用金庫東舞鶴中央支店 支店長）
17		熊取谷 晶	京都府中丹東保健所 福祉課長
18		南 知彦	京都府立舞鶴こども療育センター 事務部長
19		山本 直之	京都府立舞鶴支援学校 校長
20		西井 佳寿美	舞鶴市特別支援教育研究会 会長（舞鶴市立志楽小学校 校長）
21		古橋 路子	公募委員
22		藤井 康徳	公募委員
23	福谷 壽子	公募委員	

（計 23 名 役職名は委員就任当時 敬称略 順不同）

【開催経過】

日程		内容
第1回	令和5年8月17日	◇「新しい障害者計画」・「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の進捗状況について ◇次期「障害者計画」・「障害児・者福祉計画」の策定について
第2回	令和6年1月10日	◇第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）等について ◇パブリック・コメントの実施について
第3回	令和6年3月18日	◇パブリック・コメントの結果について ◇第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

(2) 舞鶴市障害とくらしのネットワーク会議

【委員名簿】

No.	氏 名		団体名等
1	委員長	原田 誠	舞鶴市障害者生活支援センター
2	副委員長	森下 英明	舞鶴市成年後見支援センター (社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会)
3	委 員	今安 えり子	地域生活支援センターみずなぎ
4		木村 公之	舞鶴市聴覚言語障害者支援センター
5		材木 沙織	障害者地域生活支援センターほのぼの屋
6		中岡 健介	障害者就業・生活支援センターわかば
7		西 一代	放課後等デイサービスもくもくケア
8		平林 理砂	舞鶴子ども発達支援施設さくらんぼ園
9		大槻 明子	京都府立舞鶴支援学校
10		平野 千尋	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター
11		中江 由佳	京都府中丹東保健所

(計 11 名 役職名は委員就任当時 敬称略 順不同)

【開催経過】

日 程		内 容
第1回	令和5年7月24日	◇障害者計画・障害福祉児(者)計画について ◇障害福祉をとりまく現状と課題や解決策について ◇その他
第2回	令和5年11月29日	◇第4期障害者計画(素案)について ◇第7期・第3期障害福祉児(者)計画(素案)について
第3回	令和6年3月12日	◇パブリック・コメントの結果について ◇第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

(3) アンケート調査の実施

【実施期間】

令和5年4月26日～令和5年5月31日

【実施方法】

郵送にて配布、同封の返信用封筒による郵送、窓口への提出にて回答

【対象者】

市内在住の障害者手帳所持者 1,000名（障害種別ごとに無作為抽出）

○身体障害者手帳所持者（18歳以上）	740名
（ 視覚 59名 ）	
（ 聴覚・平衡 74名 ）	
（ 音声・言語・そしゃく 15名 ）	
（ 肢体不自由 392名 ）	
（ 内部障害 200名 ）	
○療育手帳所持者（18歳以上）	150名
○精神障害者保健福祉手帳所持者（18歳以上）	70名
○児童（18歳未満）	40名

【回答数（回答率）】

457枚（45.7%）

(4) 事業所・当事者団体等へのヒアリングの実施

【実施期間】

令和5年9月～令和5年10月

【調査対象】

- 障害者支援機関：障害福祉サービス提供事業所（14事業所）
当事者団体、障害者相談員
- 障害児支援機関：障害児サービス提供事業所（10事業所）
当事者団体

第4期舞鶴市障害者計画
第7期舞鶴市障害福祉計画
第3期舞鶴市障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：舞鶴市

編集：舞鶴市福祉部 障害福祉・国民年金課
舞鶴市健康・子ども部 子ども支援課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

電話：0773-66-1033

FAX：0773-62-7957

障害者に関する シンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。



ヘルプマーク

京都府内において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするマークです。

京都府健康福祉部 障害者支援課
TEL 075-414-4598
FAX 075-414-4597



障害者のための
国際シンボルマーク

障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会
TEL 03-5273-0601
FAX 03-5273-1523



盲人のための
国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
TEL 03-5291-7885
FAX 03-5291-7886



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。

運転免許試験場または 各警察署



聴覚障害者標識

聴力が基準に達しないことを理由に運転免許に条件を付されている方が必ず車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。

運転免許試験場または 各警察署



耳マーク

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。

一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL 03-3225-5600
FAX 03-3354-0046



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。

京都府健康福祉部 障害者支援課
TEL 075-414-4601
FAX 075-414-4597



オストメイト
マーク

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

公益社団法人 日本オストミー協会
TEL 03-5670-7681
FAX 03-5670-7682



ハート・プラス
マーク

身体内部に障害がある方を表すマークです。心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。

特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
TEL 052-718-1581
FAX 052-718-1581



障害者雇用支援
マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の就労支援及び在宅就労支援を認め、前向きに取り組む企業・団体に対して付与する認証マークです。

公益財団法人
ソーシャルサービス協会 ITセンター
TEL 052-218-2154
FAX 052-218-2155